

## 1. 令和6年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和6年6月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

日程4 議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について

日程5 議案第68号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第70号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程9 議案第76号 字の区域の変更について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

|      |         |      |          |
|------|---------|------|----------|
| 1 番  | 北 山 浩 樹 | 2 番  | 大 坪 隆 成  |
| 3 番  | 有 井 弥 生 | 4 番  | 和 田 樹 典  |
| 5 番  | みずの ま り | 6 番  | 蓑 島 正 人  |
| 7 番  | 池 田 源 則 | 8 番  | 池 戸 郁 夫  |
| 9 番  | 山 田 智 志 | 11 番 | 長 岡 文 男  |
| 12 番 | 田 代 まさよ | 13 番 | 田 中 義 久  |
| 14 番 | 蓑 島 もとみ | 15 番 | 森 藤 文 男  |
| 16 番 | 原 喜与美   | 17 番 | 野 田 かつひこ |
| 18 番 | 清 水 敏 夫 |      |          |

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番 本 田 教 治

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|            |         |                     |         |
|------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長        | 山 川 弘 保 | 副 市 長               | 置 田 優 一 |
| 副 市 長      | 乾 松 幸   | 教 育 長               | 熊 田 一 泰 |
| 市長公室長      | 河 合 保 隆 | 総務部長兼<br>選挙管理委員会書記長 | 加 藤 光 俊 |
| 健康福祉部長     | 田 口 昌 彦 | 農林水産部長              | 田 代 吉 広 |
| 商工観光部長     | 粥 川 徹   | 建 設 部 長             | 三 輪 幸 司 |
| 環境水道部長     | 遠 藤 貴 広 | 郡上偕楽園長              | 成 瀬 敦 子 |
| 教 育 次 長    | 長 尾 実   | 会 計 管 理 者           | 中 山 洋   |
| 消 防 長      | 兼 山 幸 泰 | 郡上市民病院事務局長          | 藤 田 重 信 |
| 国保白鳥病院事務局長 | 蓑 島 康 史 |                     |         |

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                       |         |                 |         |
|-----------------------|---------|-----------------|---------|
| 議会事務局長                | 齋 藤 貴 代 | 議会事務局<br>議会総務課長 | 野 田 知 孝 |
| 議会事務局<br>議会総務課<br>係 長 | 三 島 栄 志 |                 |         |

### ◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまであります。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の欠席議員は、10番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますのでよろしくお願いいたします。

なお、会議の支障にならないように、携帯をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいよう、御配慮のほうをよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 田代まさよ議員、13番 田中義久議員を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◎発言の訂正

○議長（森藤文男） 初めに、昨日の11番 長岡文男議員の一般質問答弁について、山市長より訂正を求められておりますので、発言を許可いたします。

山市長。

○市長（山川弘保） 昨日、11番 長岡文男議員の一般質問答弁につきまして、学校の統廃合が「3地域」と申しましたが、正しくは「4地区」でしたので、訂正をお願いいたしたいと思います。以上です。

---

### ◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） それでは、16番 原喜与美議員の質問を許可します。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も2項目について質問をいたします。

まずは最初に、郡上市の畜産振興を願うと題しまして、お尋ねをいたします。

市内の農産物の販売高のナンバーワンは、品目別に言いますと、和牛肥育であります。和牛の肥育事業は、飛騨牛のブランド名の下、年間の販売額は、肥育牛で7億円、繁殖牛で3億円、実に10億円ということで市内の販売高の30%を示す努力をさせていただいております。そのような優秀な成績と実績を残しておられます。

しかしながら、和牛を主体とした畜産農家の方は、肥育業で13戸、繁殖業で33戸であります。この中で大規模経営はごく僅かで、ほとんどが少数飼育の小規模農家ということであります。

この飛騨牛ブランドを武器に、郡上産の和牛飼育に力を入れて、市の一大産業にできないか願うものであります。

私が前職——前の職業の頃ですが、その頃は小規模ながら農家では一、二頭の和牛を飼育する畜産兼耕畜農家というような農家が多くございました。したがって、和牛の競り市も幾つかありまして、各地域でその競り市がにぎわっていたことを思い出します。

ここからは少し余談になりますのでお許しを頂きたいと思いますが、地元の古老のお話によりますと、地元民謡——これは白鳥の民謡ですが、歌詞に歌われております「向小駄良の牛ノ子見やれ、親が黒けりや子も黒い」という歌詞があります。私は当時、向小駄良というのは八幡の小駄良のことかと思っておりましたら、これは実は白鳥の向小駄良のことだということで、その意味を、なぜそのように向小駄良の牛のことが歌われたのか、古老に聞きましたら、その昔、京都が国の中心であった頃、都では牛が御所車を引いて都の中を行き来していた時代のことであります。牛は御所車を引く重要な動力であり、また貴重な家畜であったようであります。

あるとき、能登の国にすばらしい牛がいて、都の権力者の目に留まり、その牛を献上するよう申し渡され、越中はその能登より北陸路を京へ向かって、当時ですから歩いて運んでおられる道中、九頭竜川の支流になりますが、日野川という川がございます。この川が度々洪水になり川を渡れず、その北陸路を京へ行くことができず、越前街道を東へ登って、要は油坂峠を越えて、美濃街道を経て京へ登る道行きを選択されたようであります。

したがって、一行はその難所の油坂を越える決断をされまして、そして峠越えをされたんですが、やはり難儀を極め、大切な牛は疲れ切る、また運んでみえる皆さんも体力が落ちというようなことで、峠をやっと越えたところが向小駄良の地区であります。その向小駄良の集落へたどり着いて、農家でその献上の牛をまずは養生といいますか、疲れを取らなければならないということと、一行

の皆さんも相当疲れてみえるということで、その小駄良の農家で牛も休め、そしてまた一行の皆さん方も手厚い看護を受けて、正気を養うといえますか、元気を取り戻して無事京都へ献上ができたというお話でございます。

後日、地元能登の名牛——牛を数頭その向小駄良の農家へ贈られ、この牛を農作業にも使い、また肉牛としても肥育販売し、農家の糧にしてくださいということで送り届けられたということでございます。

以来、向小駄良地区では牛を家畜として飼育し、農業に役立たせ、向小駄良地区は牛の産地となつて、実に昭和の初め頃まで、農家では少数でしたが、牛を飼育されておられたということであり

ます。

余談が長くなって申し訳ありませんでしたが、このように地域が牛の名産地となつたいわれを聞かされたことを思い出しまして、私は再度このように歌に歌われるような牛の名産地になることを夢見ておるわけであります。

牛の飼育については大変な作業で設備投資も多額になります。大規模でなくても中小規模でも構いませんので、いろいろな支援策を講じて、郡上市内のこの和牛における一大産地育成を何とかできないかということで、今でもかなりの販売高を上げていただいておりますが、もっと大きな産地にできないかということを願っておりますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

部長、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

郡上市の畜産業につきましては、豊かな自然環境、また清らかな水を生かした和牛肥育において高い潜在能力を有しております。また、県内統一ブランドであります飛騨牛は、きめ細やかな霜降り

りと脂肪の質に定評があり、国内外から高い評価を受けております。

郡上市で飛騨牛に関わる和牛肥育農家は、合併時の農家戸数82戸が、令和6年2月には、46戸と2分の1に減少しております。これは農家の高齢化や後継者不足による廃業によるものであり、後継者のいない小規模農家の廃業が特に進んでおるという状況であります。

また、令和6年2月時点での飼育頭数は、繁殖牛が829頭、肥育牛799頭で、肥育牛については合併時と比較して1,450頭が799頭と約2分の1に減少しています。一方で、繁殖牛については、合併時698頭が829頭と2割の増加となっております。

飼育頭数についても農家戸数の変化に伴い減少しておりますが、酪農農家が和牛を飼育いたします乳肉複合経営などの増加により、和牛繁殖牛については増加をしておるという状況であります。

郡上市の肥育技術ですけれども、JAめぐみの独自の肥育用の配合飼料をつくって、管内農家

へ提供したということもありまして、県内でも高品質な肥育牛の産地となっております。

市内の肥育農家の令和5年度の枝肉の成績ですが、肉質等級で比較をしますと、岐阜県平均5等級の率ですが、74.8%に対して、市内の出荷牛は76.5%ということで、1.7%上回っているという状況であります。また、4等級以上になりますと、97.3%と高い肥育技術が数字としても証明されておると言えると思います。

和牛肥育牛は、飛騨牛として、他県の枝肉価格と比較しても顕著な取引となっております。また、輸出もされておまして、輸出先でも高評価を得ておるという状況です。

令和5年度の岐阜食肉市場と東京食肉市場を比較いたしますと、キログラム単価で東京市場が450円高く、販売金額では1頭当たり20万円以上の増収となっておりますという状況です。

では、郡上市は、どのような支援策をしてきたかということをちょっと御紹介させていただきます。

まず、現在、国庫事業であります畜産担い手育成総合整備事業にて、繁殖から肥育までの全工程をカバーできるよう、繁殖や保育、育成、肥育牛舎の建設を行っています。この畜産施設により、218頭の増加が見込まれております。今後も国、県の補助金事業を有効に活用して、規模拡大や生産性の効率化を図ってまいります。

また、郡上市では、県内の市町村ではあまりないですけれども、畜産課を設けておまして、獣医師や家畜人工授精師といった専門職が、小規模から大規模な農家まできめ細やかな支援を行っています。中でも、健全な経営を行っていくには、牛の健康維持が重要であります、獣医師の役割がそうした中では重要になっております。今後とも、獣医師を継続的に確保して、安心な飼育管理ができるよう体制づくりを継続してまいります。

経営の安定という部分では、この農業所得を得るために生産基盤の整備が重要になります。そのためには、郡上市系統牛など優良な後継牛の確保による繁殖雌牛群の改良、飼料の自給率向上や家畜伝染病の予防などに対する支援を行い、飼養性の高い家畜や生産効率が良い家畜の整備を行って農家の所得向上に努めてまいります。

また、郡上市の畜産業の発展には、特に担い手の人材育成が重要となってきます。市の畜産課が技術指導を行い、担い手の人材育成に努めるとともに、若手畜産農家の発掘・育成、また交流事業を行うことで、畜産業の持続可能な発展を図っていきます。

環境面では、排せつ物処理や臭いなどの環境対策も重要になっていきます。これまで国や県の補助事業を活用して、外部に臭気の出ない密閉式の堆肥処理施設や水質汚染防止のための浄化槽の施設の建設を行い、環境問題に取り組んでまいりました。今後とも環境問題に配慮しつつ畜産振興を進めてまいります。

また、堆肥の有効活用を一層図り、自然に優しい農業に向かうために、将来、関係機関との連携

の下、仮称ではありますが、堆肥センターの建設も検討していきたいというふうに考えております。

また、令和9年に北海道で第13回の全国和牛能力共進会、こちらが開催されます。この会は5年に一度開催をされまして、全国の優秀な和牛が一堂に集まるために、和牛のオリンピックとも呼ばれております。岐阜県は過去に日本一になったこともあり、特に肥育技術に関しては、他県からも一目置かれる存在であります。

郡上市の肥育農家も過去3回、岐阜県代表として出品をいたしました。現在は、この3年後の共進会を目指して、畜産農家、市、JAなどが連携して、出品牛の造成や育成、肥育技術の研さんに努め、郡上の牛の出品に向けて活動を強化しているところでございます。

郡上市の和牛肥育は地域経済の一翼を担っております。また伝統的な農業の一つでもあり、観光立市にも重要な役割を果たしていると考えております。この貴重な資源を守り、さらなる発展と和牛肥育の持続可能で誇りある産地、夢のある産業となることを目指し、今後とも様々な施策を推進し、農家の皆さんと一緒に努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 御答弁ありがとうございました。

市内は、お話にありますように飛騨牛のブランドの産地であります。全国的にこの名高い飛騨牛の産地として、郡上市を一大産地に築き上げていただきたいということで、部長からいろいろな施策を打っておりますということで御答弁いただきました。感謝申し上げます。

今後とも一層、協力を願って、この和牛肥育について御努力いただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、県道127号線（白山中居神社朝日線）ですが、この早期改良に望むと題して質問をさせていただきます。

この道路は、石徹白と福井県大野市を結ぶ県道でございます。なお、この案件につきましては、私が令和元年6月の一般質問で状況をお聞きいたしております。

そのときの答弁では、当時の尾藤建設部長から、「県道であり、県に対して例年のごとく強い要望を続けているが、県では、こうした要望事項に対して、優先度をつけ順次事業実施をしておるので頼む」というお話でございました。県に対しては、今後も引き続き強く要望していくのでよろしくということで御答弁を頂いております。

そこで、再度、今回また質問をさせていただくということになりますので、申し訳ないですが、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、その質問内容も、当時の質問内容と若干重複するところもございますが、よろしくお願いいたしますと思います。

石徹白地区につきましては、皆さん方も御存じのように、この白山中居神社朝日線と、桧峠を通る県道314号の2本しかございません。この2本が主要道路であります。

白山中居神社朝日線は、冬期には、雪崩の危険性から通行止めとなります。したがって、桧峠を通る314号1本になってしまうということでもあります。万一、桧峠が雪崩等で通行止めになれば、石徹白地区は陸の孤島となるわけであります。この桧峠にトンネルができれば一番よいことではありますが、実現するのは夢の夢ということかと思われまします。そうしたことから、白山中居神社朝日線の改良を願い、冬期も規制なしで安心して通行できるよう切に願うものであります。

この道路は、福井県側はほとんど改良が完了しております。岐阜県側は、石徹白の下在所に前川という川がありますが、その前川に架かる前川橋から福井県大野市の小谷堂という地域がありますが、その付近の県境まで、僅か岐阜県内は2キロほどが未改良となっております。福井県側はほとんどはできておりますけど、福井県側に入ってから4キロほどはまだ未改良のところがありますので、福井県側も含めると、全長では6キロほどが未改良ということになっております。

御存じのように、中部縦貫自動車道の延伸が間もなく郡上市内へ入り、令和8年には完成をし、白鳥までの開通がすると予定をされております。

加えて、大野市、朝日には、九頭竜インターも、もう既に完成をいたしております。石徹白地区へのアクセスが容易な状況となっておるわけであります。

また、最近の温暖化の関係でございますが、この温暖化の影響から、石徹白地区では、過去においてはできなかった作目——農作物の品目ですが、これが栽培できるようにもなりました。というのは、温暖化はそういうところへも影響をしてくるということで、従来できなかった作物ができるようになったということは、ある意味ではありがたいというようなことで、石徹白地区としては、今後そういった農作物の生産販売にも注目をされる地域になってくるというふうに考えております。

また、この道路を使って福井の市場への出荷が容易となります。福井市場は実は中京圏とはちょっと変わって、なかなか農産物を集めるのに大変な市場でございます。したがって、福井市場では、岐阜県からどんどんと生産物を持ってきてほしいということを前から言われておまして、名古屋や大阪ばかり持っていかに、うちにも持ってきてというようなお話を何度か聞いてきました。

そういったことも考えますと、この道路を改良すれば、今の中部縦貫自動車道も開通をしまして、九頭竜のインターを使って福井の市場へ納めることは容易なことということになりますので、この道路の整備を切に願うというものでございます。

また、御存じのように、いにしえからの白山信仰、また白山文化の里石徹白へも足を運んでもらうことも容易になると思います。

そうしたことから、僅か県内では2キロの区間であります、この白山中居神社朝日線の早期改良を願うものですが、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。県道ということもありますので、なかなか市では思うようにはいかないかと思いますが、建設部長、よろしく願いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

まず、一般県道白山中居神社朝日線の概要、現状でございますが、議員の御紹介にもございましたが、岐阜県と福井県をまたぐ路線でございます、白鳥町石徹白の白山中居神社前を起点に、南へ石徹白川へ沿って進み、大野市朝日の道の駅九頭竜近くの国道158号交点の終点までの総延長18.2キロの路線でございます。

改良済み延長は12.1キロメートル、未改良区間の延長は6.1キロメートルあり、また冬期通行規制区間の延長は7.9キロメートルとなっております。

そのうち、岐阜県側の全体延長でございますが、5.3キロメートルで、改良済みの延長は3.3キロメートル、未改良区間の延長は2キロメートルで、冬期の通行規制区間の延長が1.7キロメートルとなっております。昨年の11月20日から今年の4月26日までが冬期の通行止め期間でございました。

工事の実施状況としては、令和2年度に前川橋橋梁補修を実施しておりますし、道路維持全面委託により補修等を進めているところでございます。改良の要望につきましては、平成27年度から行っている状況でございます。

福井県側についてでございますが、全体延長は12.9キロメートルで、うち改良済み延長は8.8キロメートルとなっております。未改良区間の延長は4.1キロメートル、冬期通行規制区間延長は6.2キロメートルとなっております。

今後の対応等につきましてでございますが、県におかれましては、濃飛横断自動車道の和良工区でありますとか、国道256号改良の那比工区等、大規模な計画も進んでおる状況でありまして、以前とは県管理道路の整備状況が変化している中、優先度をつけ事業を実施していただいております。

市としても本路線の改良の重要性は理解しており、福井県側も未改良区間があるため、大野市と連携を取りながら双方協力して計画を進める必要があると捉えておりまして、郡上の経済、社会を中心的な立場から支えてくださっている世代に対して、今後も郡上で働き暮らし続けることに生きがいや誇りが持てるような施策にもつなげていきたいというふうに考えております。

本路線については、積雪量が非常に多い地域であるため、工法等については技術的な考慮が必要であると思われませんが、大野市との連携を視野に入れながら、両県に要望活動をしていくよう努め

てまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 御答弁ありがとうございました。

県道ということで、部長のお話にありますように市としては思うようにはいかないかもしれませんが、また県の関係では、今、市内にもいろいろな大きな道路関係の工事を行っていただいておりますので、郡上市としても、あれもこれもとお願いするわけにはいかないということは私も承知はいたしております。

しかし、この中居神社朝日線がいかに重要な道路かということは、部長も御存じのところでございますので、どうぞ、今後も歩みを止めずに常に要望はずっと重ねていただきまして、早期にこの道路が改良されますようお骨折りを頂くことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

時間を少し余しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前 9時59分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時15分)

---

#### ◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員の質問を許可いたします。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） それでは、質問通告に沿って一般質問を始めさせていただきます。

市長さん、早いもので御就任から2か月余がたちました。市長になられてからは、難問山積の中、毎日職員との政策論議や、その一つ一つの御決断、また各種団体の皆さんとの懇談や要望の対応、内外のイベントへの参加、国県あるいは関連団体との協議、様々に御活動、御活躍をされてみえます。私は実際、拝見し、心身ともによく持ちこたえて、さらにはSNSなどの発信もされておまして、実に見事な市長ぶりだとお見受けしております。敬意を表する次第でございます。

さて、選挙による市長交代というものは、実に意義のあることだと受け止めております。安定した行政制度の継続と同時に、停滞した分野や新しい時代の要請、これを政策としてパワーアップし

ていく。さらに時代に合わなくなった事務事業や、そのやはり市長の判断の中では、大胆な見直しを行うとこういうことの機会となることとございます。そこで一方で、私は前市長からの引継ぎというものも関心がございます。お聞きをしたいと思います。

それから一方、市長さんが郡上中を歩いてお聞きになられた市民の皆さんの思いや願いをどう集約されて、そして従来この恒例で3月議会、新年度予算の議会におきましては、施政方針と予算の編成方針を市長が説明をされてきております。

今回、4月の御就任でありまして、その臨時議会で所信表明はされましたけれども、今回、いわゆる政策肉づけ予算、これも出されたタイミングでありますので、私の一般質問におきましては、これは総論の問答のようにはなりますけれども、私は日置市政の何を引継ぎ、そして山川市政として何を大胆に始めようとされているのか、お伺いをしたいと思います。言わば、山川市長の施政方針であり予算編成方針であるというふうに思います。

さらにもう一問、人口減少時代の中で、公共と社会、この仕組みを大きく変えていかねばなりません。そのことについても最後にお伺いをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、日置前市長さんは、今年3月の議会におきまして、これは私から質問したことでありましたが、市長職を去られるに当たり郡上市に託す言葉は何かと、こうした質問をしました。これに対しまして、ちょっと自分もう今朝マジックで書いてきましたけど、本当は色紙に書くといいんですけど、自分が書いてもあまり意味のないことですが、こういう字です。「繫（つなぐ）」という1字を、それこそ色紙にちゃんと浄書されて、ここで持って御答弁を頂きました。

そこは、まさに郡上市が厳しい状況の中でも、これからもずっと続いていくんだと。こういう郡上市でありたい。あると。そして、市長の重たいたすきを次の市長さんにお渡しする。託すんだと。こういう意義がこの言葉に込められてお言葉を発せられたというふうに私としては理解をしております。

この事務引継の場では、もちろん多くの一般的な事務もあったと思いますが、中でも、日置前市長さん、山川新市長さんのお二人で市政の枢要についてもお話をされたのではないかと思います。特に重要な喫緊の事項、これは例示に挙げておりませんでしたけれども、例えばクリーンセンターや偕楽園等々あります。

これのことでなくてもいいんですけど、こうしたことにつきまして、三つ、四つ具体例を挙げながら、どういうものが引継ぎの中で語られたか、そしてそれを山川新市長はどう受け止めて、これからそれをどうしていこうとしているのか、そういうことを最初にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 私はこの4月に病院職を辞して、郡上市長、郡上の責任者になるということを目指しました。人口が減少し、財政が大変厳しいということは、前市長である日置様も同じ認識だったと思います。

その中で今、「繋（つなぐ）」、たすきをつなぐということになりました。郡上をいつまでも続けていくという思いは、二人とも同じだったと考えています。

日置市長は、自治省財政畑の行政マンであります。その中でこの4期16年、郡上市をうまく続けるようにやってこられました。私は、一方、医療人で農林業をやっております。今回、選挙という市民の皆様のお目を通してお考えを頂いたときに、出だしではございますが、私は医療人から小さな政治家になりました。政治家に求められることは、判断と、そしてそれを決定する覚悟です。玉虫色の事業をいつまでも続けるということではできないだろう。これは御批判も、そして御賛同も頂くとありますが、そういう姿勢を示さなくてはならないと思います。

その一つが、昨日答弁しましたように、郵便坂の件。道を造る当てがないのに買収、丈量測量・設計をしてその次を渡されたわけですが、できないものはできない。そして生活道路としてのまず小さな道を造ろうということで、お願いをした次第です。そういう姿勢でこれからの市政に当たっていきたいと考えています。

議員がお聞きになられました偕楽園、クリーンセンター、この大きな2点につきましては、日置市長は、域内のものは域内、市の管理のものは市でやると、こういうお考えでございました。その点、その予算、将来的な需要の見込み等を勘案し、また事業規模の大きさを私は引き継いだとき、本当にこれは域内でやるべき事業か、域外もあるのではないかと、いわゆるクリーンセンターの広域組合化のことでございますが、そういったことも考えておりました。

3月ちょうど、前市長が満期となる直前ですが、延命化というような案も新たに提案され、前市長は、それまで自分の思っておられた考えにさらにもう一つ加わったことにより悩まれたことだと思います。現在は、その広域組合化も含め、もう一度見直すということがそれに当たります。

市政運営に当たっては、各部長、そして今日ここにいる副市長二人に、私に対して付度をしないでくれということを言いました。付度が始まると、私がこうすると言ったことに対して、それに合う設計をして、合う説明をつくってくれます。郡上市にとって事業、これからのいろいろなことを進めていく上で、本当にそれがいいかどうかを真剣に考えてくれる事務方はたくさんいますし、この2か月で非常に市役所の職員が優秀だということが分かりました。私に付度することなくやってほしい。そういった中で、たすきをつないだ私は走り方が異なっております。

昨日もお話ししました公立病院の経営安定化、これにつきましては、ほとんど手がつけられておりませんでしたので、今回、副市長である乾副市長にお願いをしておって、財政の健全化、何ができるのかと。今後、かなり大胆な御提案をさせてもらうことになるかもしれません。いろいろなこ

とをよく勘案した上で、この公立病院の経営安定化、これは必ず方向性を示します。

2つ目、これも昨日、11番の長岡議員から御質問があった学校の統廃合。これにつきましても、初期つくられた計画をそのまま実行していくのではなく、やはり地域地域によって状況が変わってきておりますので、もう一度これは見直すべきだろう。

例えば、全員協議会でもお話ししました大和の小学校が、来年入ってくる入学生は1クラス。その後は2クラス。2クラス。1クラス。1クラス。その後はどれだけの出生があるかによって変わりますが、12ある教室が本当に有効に使えるのかということも考えなければならぬために、次の統廃合を行う地域においては、そういったことも十分勘案した上での施設というものを考える必要があると思っています。

3つ目、私は市役所の職員を信頼して、最大限に彼女ら、彼らの力を引き出したいと思っています。その一つが、先ほど申した付度をするなです。特に二人副市長になって、この二人は私の同級生でありますので、付度は一切なく思ったことを話してくれます。また、各部長・課長ともそういう関係を続けてくれますので、付度が起こりにくい組織にしたと考えております。

職員に対しては、少しは間違いがあってもいい。もちろん行政上のとんでもないことをしてはいけません、字が間違っているとか、考え方が違ったとか、そういったことは許容範囲です。みんなが自分の力を出せるように、そして明るい職場になるように、私は庁議の際に、部下に対してはありがとうという言葉で1日10回言ってくださいということを言いました。

市長室を開放して入りやすく近い市長になること。また伺い書等がありましたときは、部長ではなく起案者を電話で呼んで来ていただいて、どういうことですかという近い市長になること。また能登半島地震に派遣される職員、いろいろな御事情で退職される職員につきましては、市長からのメッセージということで、御苦労さま、ありがとうございました。これからも頑張ってくださいというメッセージ等を送るようにして、小さな改革ではございますが始めているところであります。

もう一度繰り返しますが、厳しい財政難、そして人口減少という中を、郡上市を牽引された日置市長には敬意を表しますし、その中での郡上市を継続するという点では全く変わらない気持ちでございます。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。まさに市長が選挙で変わるということは、今おっしゃられたこと、それをさらにスピードアップして、英断を持って郡上市をしっかりと導いていただきたい。そういうことにつきまして、今、力強いお言葉を頂けたというふうに思います。

今日、総論の話で1回目ですので、これから順次、中身の話に自分としても9月、12月と入って

いくつもりではありますけれども、この大見出しの2番目は事務引継と、もう一つは、自身で山川さんが歩いているんな市民の皆さんのお声をお聴きになったことをしっかり集約をされて、それを政策にしっかりつくり上げていくと。その辺のところもお聞きしたかったわけですが、時間も進んできておりますので、この1番の小見出しの2と3を一つにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私としては、今、申されたようなその新市政のスタート時に、事務引継というものも、あるいはこれまでの郡上市というものの在り方も尊重をしつつ、やはりその時代に合った大胆なやっぱり変革、見直しをしていくということは非常に大事だということを思いますし、まさにそのことを今おっしゃられたというふうに思います。これからの郡上市の施政方針というものがやはり見えてくる気がいたします。非常に大事な出発点ではなかろうかと思えます。これらを見据えながら、市民の皆さんの願い、そして期待にぜひ応えていっていただきたいと思えます。

それで、この2つ目、3つ目を合わせた質問は、補正予算についてお聞きをします。

これは3月の前の市長さんが最後の議会に、自分のいない次の年度の予算を組むことを我々は行政用語で骨格予算とよく言っておりました。そして、その次に新しい市長が来られて、6月にはいわゆる肉付き予算、これは政策を盛り込んだ、そこで予算が組まれて本格予算が始動するとういうイメージを描いておりましたが、正味3月議会でのその予算は、実は266億円でしたが、ほぼこれは満額予算、満額規模でありまして、言わば財源もしっかりそこには投入をされますから、6月議会のこの政策予算は自分としてどういうふうになるかなと心配しながら、しかしながら先ほどの1番と小見出し2番、そこで山川市長としての新しい政策をこの中に盛り込んで打ち出されると自分は期待をしておりました。

もちろん、かつてのような大きな枠予算というものはない、非常に財源に苦慮されたことと思いますが、私としては、イメージとしては20億円か25億円かと。その中身、政策というものを先ほど申し上げました期待をした。しかし、現実には8億円——一般会計のほうですけど、約、そのくらいの規模でありまして、中身は非常にうまくスタートすることにおいて、具体的な子育て支援の非常にイメージのいい発信をされたと思いますけれども、本当なら30億円くらいの規模で、3日ぐらい予算委員会を開いて政策を審議したかったところではあります。

もちろん9月でも補正予算は組めるわけでありまして、この就任されて1か月の中で、それを数字にしっかり裏づけを持って計上するというのはなかなか時間がないということも分かります。しかしながら、さっき小見出し1番と2番の中で、市長がやろうとされていくこと。特にもちろん見直しをして止めるものもあるでしょう。そして見直しをするために少しそれを時間を置くものもあるでしょう。しかし同時に、山川市政に対して大きな期待、新しい希望、そしてこれが膨らんでいくんだという、そういうこともやはり皆さんが待たれていた部分もあるというふうに思います。

そういう意味におきまして、その政策は予算であり、予算は政策であるという立場からいけば、今回改めてこの補正予算、肉づけ予算の編成をされた市長として、今回の予算はこういうことでこの程度組んだと。しかし自分としては、これからこういうことをしっかりやっていくために財源も見ながらしっかりやっていくんだと。そういう展望、これをお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 田中議員の御質問にお答えいたします。

私が今回市長になり、この肉づけ予算というのを初めてやらせていただきました。ちなみに、日置前市長が市長を受けられたとき、郡上市の基金の総額は80億6,000万円、今回私の受けたときの基金の総額は65億7,000万円でございます。約マイナス15億円の基金の減りです。

その中で、自由にある程度使える財政調整基金でございますが、日置さんの受けられたとき28億4,000万円、今回は19億5,000万円と、マイナス9億円の減額になっておりました。

その中で、当初は肉づけ予算といわれるものは10億円持っており、そのほぼ全ては実施しなければいけないような内容となっておりましたので、肉づけと言われても実質骨格予算の補正というような意味であったという具合に自分は理解しております。

今回、それを二人の副市長と、そして市の部長様方と一緒に作成したわけですが、どれをとってもまず必要であろうというものでございましたし、私のメインとしておりましたおむつのサブスクリプション※800万円を乗せるのが精いっぱいです。ですから今回のこの肉づけには、私の思いはほぼ入っていないと思っていただいて結構です。

「衣食足りて礼節を知る」、まず民生、この生きている人たちに対して、郡上市の皆さんがどう生きるかに対して、これからの予算をつくっていききたい。例を言いますと、三城小学校の1年生が入学する。玄関の雨漏りがしているのに、文化財といわれるものを先に修復するということはできないと言いました。やはり今、生きている人のために、特に子どものためにやっていくということが最重要です。もちろん余裕があればそういったものにもしっかりと予算配分をしたいと思いますが、まずは今の子どもたち、この郡上で生きている人たちのために使っていくのが一番だと私は考えております。

そして、郡上を回りまして皆さんのお声を聴く中、どういう政策にしようかと考えました。これは年代別に、子育てをされる、また社会の中心となって、そして御年配と3つに分けるのがいいと考えて、それを政策の中心に据えました。

この前もお話ししましたが、年配の方は名古屋に住む子どものところへ引き取られるのではなく、ずっと郡上に住みたい、安心して暮らしたいというのが一番でございます。そのために医療・福

祉・介護は必須の事業になります。

そういった中、現在、国保白鳥病院が進めています在宅での医療、この充実はこのからの郡上市にとって、建屋を持たず医師、看護師、そしてリハビリ等そういった方が出かける。こういう大変効率のいいことで、廣瀬現院長が進めておられるこの政策は積極的に推していきたいと思っています。

また、これからの方向性の一つとして、人口減少に伴って病院には空床がかなり出てきています。この空床を利用した介護・福祉というような方向性も一つの考えではないかと。これをまた練っていききたい。

さらには、急性期医療という一つのカテゴリーがあり、在宅医療というこの2つがございますが、こういったものをミックスして皆様に御提供できるようなハイブリッド型の施設というのも、郡上にとってこれから取っていくべき可能性があるかもしれません。こういったことを勘案して御年配の方の夢をかなえたいと考えています。

また、若い、今、中心となっていていただいている世代につきましては、郡上に住んでいただくということが必要です。郡上外から通われる方もありますが、そういった中で環境づくりを実現するための補助事業、今、考えているのは住宅政策です。

これまでもいろいろな住宅政策の補助事業がございました。そういった中で、近々、家を建てる、倉庫の改修、いろいろなものに建築申請が全ての地域で必須となる、そういった動向がございます。これは大変お金もかかります。そういったものも含めて、この働く世代が郡上に家を持って、そしてここに住んでいただけるというそういった方向性は何があるかということを、現在の補助事業、これを見直しもありますが、新たなものをつくっていくということを考えています。

子育て世代に対しましては、おむつのサブスクを一つ、小さなものですがけれども、始めさせていただきました。こういったことの展開をすると同時に、あと声が大きかったのは、雨の日に子どもが遊ぶところが郡上にはありませんという話でした。これは、さきに県庁の会議でも出たそうです。子育ての関係でそういったものがない。

そういう中で、今、学校統廃合によって空いてきた体育館の跡利用として、そういったところに何か遊具等をそろえる。そういう対応で、お金がかからず行政財産の跡利用ができるような方向性がないかを見ていくのも一つの方向かと。大きな公園を造って、そしてそこへみんながというこのイメージもございますが、大変お金がかかります。そうではなくて、まずは雨の日に遊べるような場所を御提供できるのは、どういった方法があるかということを、これも次年度に向けて考えていきたいというそういう思いです。

世代別の3つの考え、そして日置市長がこれまで進めてこられたときのお考え、補正の件につきましては、以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。今、おっしゃるとおりの財政状況の中で本当に苦労されながら、しかし、この日々の暮らしの中で市民の皆さんが本当に大事に、ここをしっかりと手をつけなくてはいけないというところを選ばれて、そこにしっかりと目を向けられると。これはやっぱり市民の皆さんとしっかりと話をされた、常にそこに足元を置いてみえる、その御姿勢の現れだなというふうにお聞きしました。

ただ、一方で、やっぱり高鷲の三白産業とか、明宝をやられた三セクの一大産業おこしですね。これは今日においてもまだそれがどんどん発展をいろんな形でしていますので、やはり身の回りのことを基本として大事にしながら、そういうビジョンの中で、この後に出てくる人口減少対策の中でも、そういう形の中で夢、希望というものを感じられる郡上として、大いにそれらも予算の中で組み込んでいただくと、そういうときがより早く来るように私も期待をしておるところでございます。

それでは、大見出しで2つ目に移らせていただきますけれども、人口減少時代のアクションプログラムというのを提案したいということでございます。

タブレットに、小さな拠点とネットワークで示されたときのこの人口のこれからの推移につきまして、資料を2点挙げさせていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

この長期ビジョンについてでございます。郡上市の国勢調査人口は、令和2年、3万8,997人。これが令和7年、来年の推計では3万5,283人。11年後には令和17年、3万人を切って2万9,447人。さらに26年後の令和32年、これが2050年、この年には2万1,763人と。極めてこれは読める数字ですので、当てずっぽうの何というか、根拠のない数字ではないというふうに思います。令和2年と比較すると約45%、約半分になるということでもあります。

この春、合併20年をお祝いしましたが、20年はすぐ来ます。したがって、25年後、26年後という2050年はすぐ来るとそういうふうな認識の中で、今始めていくことは、今から手がけなければならないというふうに思います。

5年前の平成31年度の出生者数は213人、昨年、令和5年度の出生者数は171人。出生者数は急激な減少を見ております。コロナの影響もあるのではないかと思います、300人を切ったと驚いたのは最近のことですが、今やその半分とこういうことでございます。

転入・転出も30年以上、転出超過。もう加速度的に人口は減少します。その構成も社会を担う世代がどんどん少なくなっていく。これは全ての分野ですね。病院経営、出ました。学校の生徒、上下水道、公共施設、これに関わらず、民間経済活動、全ての人々の暮らし、これに全部関わってきます。20年間で約25%の人口が減少したと、こういうことは決定的な状況変化であります。

私は何も人口減少が悪いと思っではおりませんし、しかし、この総需要を縮小させていくその社会経済全体の構造の変化に対して、きちんと最適な対応をいち早く取り組んでいくということが、行政としては非常に大事になっているということでもあります。

実は、今回の質問に当たっていろんな本を再度読んだりしましたけれども、いろいろあります。

「これからの未来予測」とか、「自治体は崩壊する」、「自治体の未来はこう変わる」、ありますけれども、「未来年表」とありまして、講談社が出してみえますが、河合雅司先生ですね、これが一番自分としてはフィットしました。

これはしばらく、もう既に前に結構ベストセラーといえますか、大きく評判になった本ではありませんけど、ここに見出しに書いてあることは、非常に政治家も地方自治体の長も、その地方創生はまず少子高齢化に歯止めをかけて、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服して、将来にわたって成長力を確保することを目指す。こういうことをこの言わば地方創生担当大臣がおっしゃられている、紹介されていますが、こんなことはあり得ないって書いてあるんですね。人口が減っていく中では、言わばこの地域が少し増えてもこの地域はその分下がるとかという人口移動があつて、それはゼロサムである。あるいはトレードオフの世界から考えれば、何の国としての成長もないわけでありまして、そして、少し増えるということも大事ですけども、その全体として減少していくことにもう直視してそれに対応するということを政治家が語らないと、こう言っているんですね。

ですから、ここに人口減少カレンダーというのがありまして、非常に何年になるとどういうふうになりますよということが非常にトピックで書かれております。私の申し上げたいことは、そういう時代が、今、まさに目の前に近づいてきているわけでありまして、何とかこれからの2050年郡上アクションプログラムともいべきこの長期ビジョンを策定して、まさに市民の皆さんと情報を共有して、こういうふうにしなければやっていけないよ。だから何年——今年はこのことをやりますけど、この5年後はこういうことをやりますと。それをこちらの今から見るんじゃなくて、その2050年の側から見て、こうしっかり逆算のカレンダーといえますか、それから見たらもう待ったなしでこう迫られているということを意識しながら、そういうものを皆さんと一緒に考えていくということが大事ではないかということを今、御提案をしたいわけでありまして。

もちろんこの穴ぼこを埋めたり、悪いことばかり言ってやめていくとか、見直すというばかりではなくて、アウトドアや新しい科学技術で若い人たちが夢と希望を持てる発展的な事業、先ほど申し上げた三白とか三セクのありようによって大きな経済の活動が生まれてきます。そういう新たな投資を起こしていく。あるいは投資を迎え入れていく。特産品、新産品、そういうものを開発して売り込んでいく。スポーツや文化の振興もあるでしょう。しかし、そういうことももちろん先ほど申し上げた中で大いにやりながら、一方で、その人口減少に対する最適化のプログラムというのはやっぱりつくる必要があるんじゃないかというふうに思います。

どうかこの新市長になられたタイミングで、ガラガラポン、今までと同じような総合計画をつくるんじゃないで、全く違った視点で、2050年に生き生きと郡上市が、私たちの子や孫が、ここに生きてよかったな、ここでうれしかったと言える郡上をつくっていくためのプログラムをつくっていただけんかと思います。どうでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 田中議員、御質問ありがとうございました。

まず、市としての認識、これは同じでございます。人口減少の中、財政難、そしてこれからの生産労働人口の減少ということで縮小していくと。これは出生数から見ても将来の推計ができることと同じ認識をしております、そういう中で、この公共インフラである上水道、下水道、道路網、そういったものをどう維持していくかということについて、やはり使わなくなったところから順番に終了していくというようなことは考えていかなければなりません。

一方で、議員がおっしゃったように、ただ、縮小して夢がない郡上市にしていくのではなく、この2050年にはこういう郡上市ができている、それを逆算してくるというそのお考え方には大変同意、賛意があります。

その基本認識を踏まえた市の取組としましては、限られた財源ではございますけれども、将来的にこの郡上がどうあるべきかという姿を掲げて、そこから後ろ向きに逆算してくるというその在り方も十分あると考えております。そして、何としてもこの郡上市が、消滅の可能性のある都市というものから脱却できるように、様々な方策が必要となってまいります。

その中で、議員御指摘のアクションプログラム、2050年にあるべき姿をというところからのバックキャストिंगの考えは非常に重要で、これまでは前向きに考えておりましたが、このレトログランドというか、後ろ向きに逆算してくるという、こういった考えをこれからの総合計画に取り入れることは大変有意義です。

現在の総合計画が、来年、令和7年度で終了いたしますので、これからの新しい総合計画をつくることとなります。こういった人口減少に対して郡上市がどういう形で皆で向かっていくのかということを、おっしゃるようなガラガラポンまではいきませんが、しっかりとそれをつくっていく。それは先のことを考えながら、後ろ向きのまた前向きも、双方向を考えながら新しい総合計画に向かっていきたいと考えています。

それには、これまでございました未来会議、そして私が提唱しましたタウンミーティング、そういった郡上の市民の皆様のお考えが十分反映するようその計画をつくり、また適宜必要に応じて、年度が来るまで変えないのではなく、変えるべきところは変えていく。そういう姿勢で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございました。非常に手堅いといいますか、やっぱり奇をてらって何かこう目立つことをやればいいというものではないので、この身の丈に合ったといいますかね、そして本当に身に迫って暮らしの中で必要とされる手当ということをしっかりしていくと。すばらしいお考えだと思います。

ただやっぱり、今、申し上げたように、大きく人口減少してきますから、今からこう見つめて5年後にこれを起こそうとか、これをやろうとか、これをつくろうとかというよりは、しっかり人口規模のこの総需要抑制の中でのありようというものをつくっていく。そのためにやっぱりこちら側じゃなくて向こう側から眺めて、そしてそれを統廃合と。それから今こそこれを起こしていくと。その両面にらみで2050年の郡上というのを描いていただきたい。

総合計画の策定、近くなってきておりますので、今までどおりじゃなくて、違う形をやっぱりそこに視点として入れていただいて、皆さんと共有してまちづくりを進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時56分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◇ 大 坪 隆 成 議 員

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員の質問を許可いたします。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

市議会議員になって2か月が過ぎますが、自分の発言に対する責任の重さに、日々、本当に緊張しています。市民の負託に応えられるよう真剣に活動していこうと思っています。

今回、郡上偕楽園の運営についてお尋ねしていこうと思っています。

郡上偕楽園は、私が学生時代に社会福祉士の実習を行った施設でもあり、個人的にも深いシンパ

シーを感じています。議員となって初めての一般質問が偕楽園に関係するものであることに運命的なものを感じています。

それでは、質問に入ります。

郡上偕楽園は、老人福祉法という特別養護老人ホームです。以下、特養というふうに称します。特養の収入は、施設の規模や居室のタイプで決まる介護報酬単価とベッドの稼働率で決まります。それ以外に特別な食事の提供を行った際の食事代や差額室料等ありますが、主な収入は介護保険収入となります。

偕楽園においては、令和5年度の実績でベッド稼働率が95.9%と非常に高い稼働率で運営が行われていることが、先日の協議会でも説明がありました。

特養は、要介護度の重い利用者が多いため、入院治療が必要になることが頻繁にあり、入院期間中はベッドが空いてしまうことになるため、高いベッド稼働率を維持するには、医療機関との連携や待機情報の最新化、そして緊急時の受入れなど管理者及び職員の皆さんの努力が必要です。高い稼働率を維持されている偕楽園は、公共施設を適正に活用できるように努力されていることとなり、その取組については敬意を表します。

しかし、このように高いベッド稼働率を維持しながらも、令和2年度、3年度、4年度の決算を確認すると、偕楽園には一般会計からそれぞれ5,195万9,000円、4,452万3,000円、4,784万5,000円の繰入れが行われています。郡上市内には社会福祉法人が経営する3つの特養があり、令和4年度、5年度は水道光熱費や人件費の増加により厳しい経営状況のようですが、当然ですが、介護報酬のみで経営を行ってみえます。またこれも当然のことですが、施設を建てれば建設資金の返済もこの介護事業収入の範囲内で行ってみえます。

郡上市公共施設適正配置計画には、偕楽園の運営について、公立で設置・運営を選択する場合、社会福祉法人等が介護事業収入等により自立した経営を行っていることに鑑み、一般会計からの繰入金に依存しない経営体質への転換が必要とされています。

そこでお尋ねします。この一般会計からの繰入金に依存しない経営体質の転換のために、どのような取組が行われているのでしょうか。具体的な取組や今後の計画等があればお聞かせください。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） お答えさせていただきます。

郡上偕楽園の特別養護老人ホームの収入につきましては、議員の説明にもございましたが、介護保険によります介護報酬と利用者の個人負担分となります。

介護報酬は国によってサービスごとに決められた基本報酬と加算によるものでございます。加算は各事業所のサービス体制や利用者の状況などに応じて、基本報酬にプラスして算定できる仕組み

であります。郡上偕楽園も、入所される利用者の方の状態や、専門職を配置することにより得ることができる加算を算定しております。

経営改善のための具体的な計画ということになりますが、こちらに実行中のものや施策ということとは特段のものはございません。

収入につきましては、ベッドの稼働率によるものでありますことから、先ほど議員のほうから御説明ありましたように、空床となる期間がないよう、速やかな入所となるよう努力を日々しております。令和2年度は92.9%、令和3年度は97.2%、令和4年度は96.4%となっております。コロナ禍でありましても一定の稼働率を維持しましたのは、職員の努力も大変ございます。

しかし、ベッドは、満床にもかかわらず、一般会計からの繰入金が必要である要因は、歳出に占めます人件費率が民間と比較し高いことによるものでございます。施設の老朽化に伴いまして修繕に要する費用も増えております。修繕に関しましても、職員で対応できるものは職員で修理を行い、電気代や光熱費の節約というもの、それから日々の細かい支出につきましては、1円単位で職員一人一人がコスト意識を持って節約に心がけておるという状況でございます。

以上、終わります。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 成瀬園長、ありがとうございました。課題については共通した認識があり、それに向けて鋭意努力されている現状、よく分かりました。現状把握については共通しているなというふうに感じました。

次の項目に入ります。

今年度、令和6年度、介護報酬が改定され、特養の介護報酬は平均で1日当たり22単位ほど増加しました。令和5年度同様のベッド稼働率を維持できた場合、80人定員の偕楽園はおよそ615万円の収入増になるはずですが、しかしながら、令和6年度当初予算では、9,998万6,000円の一般会計からの繰入金が計上されています。もちろん今後補正等が行われ、この額は圧縮されていくと思われませんが、この額の繰入金を予算計上した背景としては、今年度より支払われる会計年度任用職員の勤勉手当等、人件費の向上を見込まれてのことだと思えます。

偕楽園の介護報酬に対しての人件費率ですが、令和2年度が89.44%、3年度が88.31%、4年度が92.31%と高い水準で推移しています。また令和6年度は当初予算ではありますが、この人件費率は100%を超えています。

偕楽園は市が直営で運営しているため、正規職員の待遇については人事院勧告に基づき定期昇給が行われていますし、会計年度任用職員についても経験に応じた評価がなされ、適正に処遇改善に努められていると思えます。しかし、全国的には、介護職員の給与は他の産業と比較すると少ない

と言われており、職員確保や離職防止のため、平成21年度から介護職員処遇改善交付金が創設され、介護職員の給与改善を目的とした支援が開始されました。

その後、処遇改善加算へと仕組みは変更されていますが、加算率は年々上昇し、令和6年度の報酬改定では、特養の処遇改善加算は、9%から14%の加算率が設定されました。人件費のみに充当されるこの処遇改善加算の加算率を上げていくことで、確実に介護職員の処遇が改善されるように介護報酬は誘導されています。その反面、この加算を算定しない施設は、総収入が下がることになり、結果、職員の確保にも支障を来すような仕組みになっているわけです。なので、ほとんどの施設はこの加算を算定しています。

偕楽園の令和6年度予算での介護報酬収入見込みは約3億円ですので、この加算を算定することで、およそ2,700万円から4,200万円の収入増が見込めます。ただし、この加算を算定するには、キャリアパス要件や月額賃金改善要件、職場環境改善要件など取組が必要なことや、支払われた加算額全てを人件費に充当する必要がある、この加算を算定したからといって、即、一般財源からの繰入れが不要になるものではないことは十分承知しています。

また、今年度から急にこの加算を算定することになると、今の郡上市の給与体系から鑑みると、市役所内での他の職員との賃金差が発生することや、ただでさえ介護職員の確保に苦勞してみえる他の民間事業所の経営にも、大きな影響を与えることとなるということも十分承知はしています。しかし、一般財源からの繰入れを要する経営状況下で、介護報酬の収入増につながる処遇改善加算を算定しないことに合理的な説明ができるのか、疑問に思います。

厚生労働省から第37回介護給付費分科会に提出された資料では、特養では99.3%の特養がこの処遇改善加算を算定しています。また医療福祉機構が出している介護サービス提供機関の情報で調べると、全国にある公立施設123施設のうち91施設は加算の算定をしています。県内においても広域行政組合が運営する2施設もこの加算を算定しています。このことから、公立であるからということでこの加算が算定できないわけでないことは分かります。

偕楽園が今までこの加算を算定してこなかった理由、そして、もし今後算定していくとしたら解決しなければいけない課題は何でしょうか、説明をお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） 答えさせていただきます。

郡上偕楽園におきまして処遇改善加算を算定しなかった理由ということになりますが、議員のほうから処遇改善加算についての御説明もございましたが、この処遇改善加算につきましては、この加算を算定することにより得られた収入の全額を介護職員の給料のアップに充てることで、ほかの職種に比べて低賃金というふうにされます介護職員の処遇を改善させるということを目的とした仕

組みであります。

仮に、先ほど議員の説明にもございましたが、仮に実施したとしても現状では一般財源からの繰入れを減らすことには直接的につながらないということになります。

郡上偕楽園の介護職員、正職員につきましては、郡上市の一般行政職の給与票を採用しております。市の介護職員につきましては、ほかの職種と比べて非常に賃金が低いということにはなっていないというふうに思います。

加算を算定するためには、条例の改正が必要となること、条例改正を実施しました場合は一部の職員のみがその対象となる状況が生じます。

また、この処遇改善等加算につきましては、介護報酬に加算されまして、利用者がその一部を負担する仕組みであることから、私どもが加算を算定することにより、利用者の方は毎月の利用料が増えるという、負担が増えるということになります。こういったことが今まで加算を算定してこなかった理由となります。

ただ、このままでは、一般会計からの繰入金を減らして経営改善を図るということにはつながらないので、処遇改善等加算算定の仕組みに合う条例の改正が可能なのか、市として取り入れる方法がないかという検討を行う必要があるというふうに考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 成瀬園長、ありがとうございました。算定には高いハードルがあるということですが、一般会計からの繰入金に依存しない施設として、郡上偕楽園が今後も公立施設として市民の安心につながるような介護サービスの提供をし続けていくためには、やはりこの加算の算定は必要不可欠だと思います。

早いタイミングでこの加算の算定をできるように努力をしていき、今後の昇給等の原資を確保していくということは必要だと思いますし、私も一緒になって研究していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

郡上偕楽園の今後について、施設の整備と運営について、それぞれ質問をします。

最初に施設整備について質問します。

現在、郡上偕楽園新築移転計画は、基本設計が終了し、実施設計の段階です。偕楽園については、豪雨時の洪水による洪水被害の対策から、現在の場所からの移転新築をすることが長い間検討されて決まりました。この移転新築計画を検討される中で、平成27年11月に大和地域協議会から市長宛てに、この「大和の明日につながる夢の提言」が提出されています。

この提言には、大和地域の人たちの偕楽園に対する強い思い入れが表されており、養老院の時代からこの施設を大切に守り育ててきた誇りと愛情が感じられる非常に価値のある提言だと思っています。また地域の人たちが住み慣れた土地で老いていく際に、こんな施設があったらいいなという希望が具体的に言語化されている貴重な提言だと思います。

社会福祉法人が単独で施設を整備するには、この提言にあるような平屋建てのゆっくりとした施設の建設や、公園や託児施設、図書館等との併設は難しいかもしれません。しかし、行政が他の政策と併せて整備するのであれば、地域の希望を最大限に取り入れた施設整備が可能になるのではないのでしょうか。複数の機能が集約された施設は、地域の拠点となり、現在市が進めている小さな拠点づくりとも関連づけられるのではないかなと思います。

先日の全員協議会の場で、市長は、偕楽園新築移転については一旦立ち止まって考えてみたいと発言されました。そうであれば、新しく建設される偕楽園は、単純に今の課題を解決するための移転整備ではなく、市長が言っておられるような未来への投資につながるような、そして、「大和の明日につながる夢の提言」にあるような高齢者施設を核とした多機能施設として整備をし、障害者福祉サービスや子育て支援、そして地域の人たちが交流できる施設の建設を考えていくことはできないのでしょうか。山川市長の偕楽園の移転整備に関する考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 偕楽園の移転につきましては、大和地域の強い思い、先ほど議員がおっしゃったような養老院の時代から大和の人たちは大切にしてこられた施設です。ただし、今の場所は、水害の被害が及ぶということで、これまでも豪雨時に避難が何度も行われてきたことがあります。

そういった中で、私が一旦立ち止まるというお話をしました。私も市長になるまで、一体この施設移転がどういう財政の下で、どういう計画で行われているのかは全く存じ上げておりませんでした。このため、これからの市政全般につきましてもそうですが、議員の皆様はもとより、市民の皆様にもディスクローズ——公開することによりいろいろな御判断を仰ぎたいと考えています。

まず一つ、今回そもそもこの施設を移転しようという計画が出た一番の大きなものは、この災害、洪水による浸水であります。

この今、大和の地にあるあの施設は※レッドゾーンと言われるところにあります。これを大和の第一北小学校の敷地に移すということになり、そして基本設計もされてきました。初期は計画策定時で約24億円。それが資材高騰等を含め、現在は30億円近くなるのではないかとされていることが一つ。

今回移設をするあの万場小学校、大和第一北小学校の敷地は、イエローゾーンが約、校庭の3分の2までかかっており、当初国のほうへ申請をしていた移転に伴う補助等を含め、レッドゾーンか

らイエローゾーンへの移転は補助金は出せません。これは当然のことです。危ない場所へ移すのになぜ出すかという。

ただし、郡上の中で、山が迫っており川が真ん中を流れていては、この危険なゾーンにかからない地域は極めて少なく、この地を選定されたと思いますが、このイエローゾーンのところに造るために、垂直避難ということを考えて2階建てにしてあります。これは議員御指摘の平屋の通常はフラットなところに造るのが多いのですが、2階建てということに予算が使われています。

また、この山の矢場田洞谷からの豪雨による土石流の関係で、鉄筋コンクリートの防護壁、これも附帯設備として造ることになっています。こういったもろもろの予算がかさむことによって27億円という大きなお金が出てきました。

これを市として容認できるのか。また、この地で大和の皆様が待ち望んでいた施設を造るにはどうしたらいいのかといったときに、現在ある100を超えるこのベッドを全てここで完結させるという形にするのか。そうではなく市の既存の施設で、医療・福祉も含めたような形で一部を移転することにより、この2階建てという構造を平屋に直し、さらにコンパクトな形にしてイエローゾーンから外すことによって国の補助事業の対象となり、またイエローから外れた形で造ることができないか。そういったことの可能性を、この市長になった2か月で一気に解決することはできませんので、立ち止まるという表現を使わせていただきました。

建築関係もさることながら、郡上市の65歳人口が2020年にピークを迎えること、また介護の対象になる可能性が非常に高い75歳以上の後期高齢者も2035年にはピークを迎えます。大きなものを造って、そのベッドが空いてくるようなことがあってはなりませんし、市内の民間のこういった同じ施設と、入所者の取り合いを起こすなどというチキンレースを始めることは許容されるものではありません。

そういった意味で、この利用者のこと、また介護人材が不足していることは、議員、一番よく知っておられると思います。そういった介護人材の確保もしっかりと見定めた上で、この施設の適正規模、そういうことを考えていくのが私の責任です。

ただし、現在の偕楽園が、あの長良川のすぐそばにあり堤防より低いということを考えますと、これはいつまでも引き延ばすことはできませんので、私がよく言いますスピード感を持って決定をしなければなりません。そのためには、議員各位、また市民の皆様へ今日公開したこういった内容をしっかり御吟味いただいて、その上で大和地域の方とも相談をしながら進めていく事業です。

また、夢の提言につきましては、大変重く受け止めております。大和の小学校が統合という話が出たときに、こういった地域の夢の提言が行われました。その中で、いろいろな夢のある施設等が提言されております。全てをかなえれば、これは最もいいことなんですが、例えば大和地域におきましては、古今伝授の里というような形で前市長が文化的なものをたくさん残しておられます。そ

いうこともよく勘案した上で、この皆様からの御提言がどこまで生かせるのか、これもこの議会を通じて、対話を通じて考えていきたいと思っております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 市長、ありがとうございました。建設費用の高騰もあり、計画どおりの整備ではなく、よりコンパクトな施設整備を考えてみえるのかなというふうに推察しましたが、令和6年2月7日付の医療福祉機構が出している「2022年度特別養護老人ホームの経営状況について」というレポートでは、定員規模は大きいほど活動増減収支差額が高いという傾向にあり、単純にベッドを削減するということは経営の自由度を縛ることになると思います。

今年も梅雨入りが遅く、豪雨災害等の心配が大変高まっています。一日も早く何らかの対策を行わなければならないとは思いますが、大変大きな金額が動く事業ですし、次の世代に借入れを引き継いでいく事業になっていきます。スピード感も非常に大切ですが、同じぐらい慎重な検討も必要だと思います。

私もできることは精いっぱいやっていこうと思いますので、今後の偕楽園の建設については、また広く市民や議会の意見を聴いていただき、よりよい形での着地ができるように私も全力を尽くしたいと思います。

続いて、偕楽園の運営について質問します。

日置前市長は、令和2年第5回定例会で、偕楽園の経営方針に関する質問に対して、特別養護老人ホームを市が直営で運営することが安心安全のためには必要だと答弁されてみえます。また介護職員の安定した雇用を確保することについても、直営施設の存在意義であることも答弁されています。

介護施設を行政が責任を持って運営することは、セーフティネットを構築し維持する上で重要であり、これまで郡上市が続けてきたことは、高齢者福祉に対する強い責任感の現れであり誇るべきことだと思います。

私自身も、行政が高齢者福祉に対して直接責任を持つことに一方的に否定的な考えをするわけではありません。しかし、先ほども質問したとおり、一般財源からの繰入れを続けながら公営で特養を運営するということは、民間事業所との公平性の観点からも疑問を生じます。

郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画には、郡上偕楽園の管理運営方法について、民営化や民間活力の導入を検討することが明記されています。

日置前市長は、同議会でも、いつまでもと言うつもりはないが、当面移転をする際には、あるいは当初の段階では市が責任を持って運営していくと答弁されていますが、山川市長は、今後偕楽園の

運営をどのような体制で行っていくか、方針をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ただいまの大坪議員の御質問に対してお答えいたします。

先ほどもございましたが、郡上市の公共施設の適正配置計画、この計画におきまして、一般財源からの繰入れを抑えることという原則が一つ。そして、今おっしゃったこういった運営管理方法についての民営化や民間活力の活用ということをうたっております。これは郡上市が決めた大原則であります。

その中で、日置市長は、今、おっしゃった令和2年の12月のこの一般質問に対しましては、公として市が責任を持ってやるという御答弁をしておられました。前市長は、この偕楽園にとどまらず、先ほど御質問があったクリーンセンターの件も、域内でやっていくというお考えでございます。現在それが本当に選択肢としてよいのかどうか、そういったことを含めて考える必要が私はあると思っています。

これは、日置市長が御判断された当時のこの経済状況、それと現在の状況、さらに数字的には人が減りますよと言われていた中で、実際に約、日置市長の16年間の間に1万人近くの人口が減っていると認識しておりますが、そういうときにまた判断というのが異なってくるのは仕方ないと思っています。

私は基本的には、議員のおっしゃったこの適正化の配置計画にうたってある、この原則に立ち返る、道に迷ったときは一旦元に戻るということが必要だと考えています。つまり民間でのこの経営ということも一つの視野に入れて、この郡上偕楽園があるべき方向を考えなくてはなりません。

一番は、御利用いただく利用者さんの立場を最尊重すること。二つ目は、やはりそこで働いておられる現在公務員である方々の立場をどうするかという、この二つをまず考えないといけないと思っています。

こういった施設の運営につきましては、全国で多くの介護福祉施設がありますが、公営でやっているのは、議員御存じのように1万4,000を超える施設の中で7施設だと思いますが、それが公立で運営をしているという現状です。

県内では、下呂市が公立から民営という形になりました。直近では海津市が同じように公立から民営という形を取っています。こういった2つの市がどのような手法を取られて、また先ほどお話しした2つの原則、利用者さんとそこで働いていただいておりますの方々のこの関係をどう尊重され、一番いい方法を取られたか。ここは少し時間を頂きたいと思います。

そういった中で、これから郡上市が取る最良の方法、それは一体何なのか。再び言いますが、原則に立ち返って改めて考えてみるという方向で進みたいと思いますので、どうぞ御理解をお願いい

たします。

以上です。

(2 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2 番(大坪隆成) 市長、答弁ありがとうございます。先ほど市長も、医療人から政治家になったというふうに発言されました。僕も社会福祉士から、小っちゃな政治家ですが、政治家になりました。政治家は、ベストじゃなくて、ベターな方法を決断し、そしてそのことに対して責任を取っていくというのが政治家の基本姿勢だと思います。

山川市長が、以前、訪問診療をやらせてみえるときに、随分早い取組だったのでいろいろ御批判もされていましたが、訪問診療をやられているときに、「大坪、俺が行き始めたときはな、暗い部屋でな、年寄りが寝かされとったんや。今はな、一番日当たりのええ部屋で介護を受けとるんや。世の中は変わってきたぞ。お年寄りには大事にせにゃだしかんぞ」って言われたことは、僕も今でも強く覚えています。

そういった山川市長の下で、偕楽園がまた原点に立ち返り、そしてゼロベースでいろいろな改革が進んでいくんだと思いますし、それについては是々非々で見守っていきたいと思っています。

大変緊張しましたが、偕楽園について質問をさせていただきました。成瀬園長、山川市長、どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長(森藤文男) 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は13時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

(午前11時48分)

---

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長(森藤文男) 現在、議場のWi-Fiの接続が不安定なため、サイドボックスが開けないことがあるようです。資料につきましては、紙でも配付をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、議場において携帯をお持ちの方をお願いを申し上げます。会議の支障にならぬよう、携帯電話の電源をお切りになるか、また、音の出ないような配慮をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（森藤文男） それでは、14番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

14番 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） 14番 蓑島です。議長より許可をいただきました。通告に従い、2つの大項目について質問をさせていただきます。

まず第1ですけれども、小中学校でのPTA活動の現状を問うということで、保護者の大きな負担となるような活動への参加を求めているかという——ちょっと失礼します。申し訳ありません。保護者の大きな負担となるような活動への参加を求めているかという質問事項であります。

岸田首相は、令和5年3月3日の参議院と6月20日の衆議院における答弁で、「PTAは、学校に在籍する幼児、児童、または生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される任意の団体であり、保護者の入退会は当該保護者の自由であると考えている」と明言されました。この答弁を受けか、全国のPTAの中には連合などの上部組織から脱退したところもあるようです。

PTAは、戦後に、学校と保護者が連携して、子どもたちのために活動する任意の団体として設立されました。現在は、核家族や共働きの家庭の増加・少子化が進む中で、多様な生活環境に変わりました。PTAの活動が保護者にとって大きな負担とはなっていないか、また、加入に関して、反強制的になっていないかなど、現状について、郡上市の状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

PTAにつきましては、国会で答弁にもありましたとおり、任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものです。

市におきましても、PTAの加入につきましては、新しい会員になる保護者に対して、入学説明会や就学時健診、またPTA総会においてPTA活動の内容とともに任意加入であることを、各小中学校のPTAの状況に応じて説明されております。

また、活動への参加についても、多くのPTAでは、見直しとして、役員の数を減らしたり、活動の内容を見直すなど図られております。PTA活動をできる人ができるときに参加するなど、会員に負担をかけない方法を採用するPTAが増えてきているのが現状でございます。

以上です。

（14番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。現在は、それほどではないとは思いますが、私、実は幼稚園から高校まで3人の子どもに関してPTA活動をずっとやってまいりまして、そこで特に負担と思ったことは私自身はないのでありますが、父兄にとっては、PTAに参加しないと、これは学校からちょっといじめを食らうんじゃないか、子どもの成績を下げられるんじゃないかと、脅迫に似た思いを持って学校に子どもを送っていた方もあろうかと思います。

任意で、やはりそれぞれの家庭の事情の中で、学校に対しての奉仕活動という思いでPTAというのは存在するんじゃないかなと思って、負担となるようなことについて、もう一度もう一回お伺いしたいんですけども、父兄の負担ということに対して、どうお考えか、もう一度明確にお願いできますか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 通告にはありませんので。

○14番（蓑島もとみ） 申し訳ありません。通告には、負担となるような活動への参加を求めているかということで、「求めている」という御返答でよかったでしょうか、はい。

ということで……

○議長（森藤文男） 蓑島議員、通告にないことは質問をされないように。執行部におかれましても、通告にないようであれば答弁はしなくても結構なので、御了承いただきます。

（14番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） 申し訳ありませんでした。

それでは2番目の、学校教育におけるPTA活動の意義と役割ということで、学校での学習と家庭での教育は、子どもたちの成長にとって欠かせないつながりがあります。特に、地域に根差した、地域全体で取り組む学習は、とても大切だと思っております。子どもが学校から帰宅すると、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒になって畑や山で作業を手伝うことで、自然と地域での体験学習を体験できております。

昔に比べて、子どもたちの環境は大きく変化し、山や川などでの地域の体験学習機会が少なくなっているように思います。地域に根差した体験、学習を充実させるため、学校と保護者と地域の連携は重要であり、子どもたちにその姿を示すことも大切なことです。

そういった中での、学校教育におけるPTA活動の意義と役割に対してのお考えを伺いたと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

P T Aは、先ほども申し上げましたように、社会教育団体として、学校教育と家庭教育を補完し、子どもの教育、生活環境の向上を図ることを目的としております。したがって、P T A活動には以下のような意義や利点がございます。

1 つ目は、通学路の点検や見守り活動などにより、子どもの安全な学校生活を支えることです。

2 点目に、行政等へ組織的に要望を伝えるなど、子どもたちが学ぶ環境を充実させることができます。

3 つ目は、保護者同士、また教員との人間関係を広げることができます。

4 つ目に、挨拶運動やリサイクル活動を通じての社会貢献活動を推進するとともに、研修会などで、親としての学びを充実させることができます。

P T Aについて、保護者の皆様からは、P T Aの行事に参加することにより、学校に足を運ぶ機会が増え、結果として先生の名前や学校の環境を、よりよく理解できるようになり、学校が身近に感じられるようになったなどの御意見や、同じ年齢の子どもを持つ保護者と交流する機会が増え、新たな人脈が広がったという御意見もいただいております。

子どもたちは、家庭・学校・地域を行き来しながら日々の生活を送り、学び、成長しております。家庭でのしつけが学校での学習に生かされ、学校で学んだことや友人関係が、地域での生活にもつながっております。P T A活動により、保護者は学校や地域とより深く結びつくことが可能となり、それが子どもの成長と幸せに結びついております。

以上でございます。

（14番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。P T A活動の活動そのものは、非常に、これも歴史がありまして、戦後、いろいろな意味で、P T A、保護者が学校との関わりを、何らかの形で深められるようなためにつくられた組織であろうと思います。

今おっしゃられましたように、保護者は子どもを家から送り出して、学校へ送り出すわけですが、やはり不安がつきまとうわけですし、学校の状況を保護者自身が身をもって体験する機会が与えられることによって、その理解が深まるようにという思いがあったと思います。

ところが、今現在は、なかなか親御さん、積極的に学校の奉仕活動にも参加できるかどうか、そんな間がなくなったという現状があると思います。任意の団体とは言うものの、親としては、学校の運営に対して協力したいという思いは非常にあると思うんですけども、なかなかそれがままならないという現状の中で、学校のほうからも、保護者に対してコミュニケーションと言いますか、連絡、連携をしっかりと取っていただきたいというふうに、これからもP T Aという名前が継続す

るかどうかは分からないにしても、そういった形でのつながりを絶やさないように、しっかりと、組織を——組織という言い方は悪いですね、こういう形態を保っていただければありがたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

第1項目、2に入ります。白鳥とは言いません。郡上全体のことと言いますか、長滝白山神社、旧若宮家の改修と今後ということで、まず第1ですが、小項目1、岐阜県指定重要文化財「若宮家住居棟」の改修は、急を要します。そこで、何とか対応していただけるようお願いなんですけども、長滝白山神社は、郡上の歴史的文化の基盤を成す、基礎を成す貴重な文化遺産であります。全国的にも2,700社の表門としての重要な文化財として位置づけられております。その神社を40代にわたり、守り続けられた若宮家の住居棟は県の重要文化財となっており、令和5年になります。若宮家から郡上市に寄贈されました。寄附されました。

残念なことに、近年に至って手入れが滞っておりまして、床下周りから腐敗が進み、修繕を必要とする状態となっておりますが、重要文化財の母家以外の建物を撤去することで、今以上の劣化を食い止め、今後の保存と活用も可能になると思っております。

県としても、木造の重要文化財は貴重であると認めており、当市として早急にできる限りの対処をすべきと考えておりますが、市の判断をいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

若宮家住宅は、郡上市内で唯一の岐阜県指定重要文化財建造物であり、白山文化の重要拠点として知られる長滝地区や、それに連なる石徹白地区とも関係があり、郡上市全体を見ても歴史的価値の高い建造物です。令和4年12月に、前所有者である若宮氏からの寄附を受ける以前から、土地、建造物も含め、全体の手入れが行き届いておりませんでした。文化財指定を受けた母家は、先ほどお話がありましたように、基礎部分がシロアリや裏庭からの湿気などにより一部崩壊し、床が抜ける箇所もありました。県指定ということで、岐阜県にも現状を報告しており、岐阜県文化財保護審議会の建築専門の委員にも現地で確認をしており、今後も指導を受けていくこととしております。

教育委員会といたしましては、文化財という観点から、まず第一に文化財指定を受けている母家の保護措置を行うことを県と協議をしてまいりたいと考えております。

また、建造物を含めた土地も郡上市の管理となっておるため、近隣の住民の皆様へ迷惑がかからないよう、樹木の伐採等管理も併せて行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。県の文化財の方々と協力し合うといいますか、よく連携を取りながら、修繕の方法も考えていかななくてはならないとは思いますが、何分非常に長い歴史を持った若宮家の母家であります。40代という、簡単に40代と言いましても、これいつ頃かなということは言えませんが、非常に長い間、白山長滝神社を守り続けてこられたその歴史について、非常に大切なものであろうと——あろうというよりも、郡上市そのものの歴史が、あの長滝神社にこもっているのではないかというふうに思います。簡単に古いものだとか歴史のあるものだと言い切れるものではなくて、この郡上市の文化そのものに非常に大きな影響を与えた大切な文化財であるかと思います。県の文化財の保存を、本当に話し合いの中で最善の努力をしながら保存させていただければありがたいと思うんですが、この第2の今後の維持管理の策ということになります。

木造住宅というのは、このタブレットで御覧になっていただけると分かると思うんですが、右側の写真にある建物が上の段の左側ですが、それが若宮家住居の重要文化財です。上の奥にありますのが、今の資料館のような形になっておりまして、下段に入りますと、非常に貴重な建物が二棟連なって、渡り廊下でつながっております。この木造の建物の管理というのは、地元の方々、今までは若宮家の方に維持管理、生活の中での維持管理をお願いしていたんですが、郡上市に寄贈されるとなると、これからどういう形で、この重要文化財の保護がなされていくのか、非常に心配なところであります。

そこでお聞きしたいのですが、木造の建造物は常に手入れを必要として、建物内外の通風を保つとともに、定期的な管理をしないとなりません。長滝白山神社の歴史と文化を40代にわたって守り続けてくださった重みというのは、重要文化財の母家とともに、今後も何百年、郡上に人々の生活があり、営みが続く限り、守り続けられなければならないと考えております。地域の方々と共に、今後の若宮家住居の維持管理を考えていきたいと望むのですが、市のほうの考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

維持管理という面におきましては、寄附を受けた当初から母家の倒壊を防ぐための構造補強や、湿気を防ぐための裏庭の清掃、水路の土砂の除去などを実施してまいりました。

また、定期的に建物内の空気の入替えなども行っております。

郡上市教育委員会といたしましては、文化財保護を最優先に考え、維持管理に努めておりますが、今後は、市のみでの維持管理が財政的にも人的にも難しい部分があるかもしれません。そのため、

若宮家住宅の保存のためには、必要に応じて地元の皆様にも御協力をお願いさせていただくことも検討しなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。地区の方々にとっては非常に重要な文化財であり、特に、長滝地区の方々にとっては、この白山神社のために自分たちの生活の何割かがあったというような、非常に生活そのものに密着した文化財であります。

先ほども申しましたように、木造住宅というのは、常に開け閉め、通風を必要といたします。今、この保存を、これから長い間、していこうと思ったときに、実は、若宮家の方々が生活されていた住居、要するに重要文化財以外の建造物があるわけですけども、その建造物があるがために通風が非常に悪く、手入れもしにくいという現状にあります。

できれば、この余分といいますか、附属で建てられた建造物を早急に撤去していただけると、保存という意味だけでも非常にこれから長く活用して、これからの状況にもよりますけども、また、重要文化財として表舞台に出るときを待つという形で、古い建物、もっと腐敗が進んだ建造物を撤去していただけるということが、非常に、これからの維持管理に重要なことなんですけども、それについてどうお考えか、お願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 先ほども御説明させていただきましたように、母家につきましては、県の文化財ということで、隣接しております居宅についての壊し方についても、今後、県と十分協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

居宅の壊し方についても、十分、文化財そのものを傷めてしまっはいけないということもありますので、県と協議を進めながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。先ほども申しましたが、木造の建造物というのは非常に傷みやすく腐りやすいものでありまして、例えば、明日、明後日から今年の梅雨に入るという状況の中で、週にせめて3日はのぞいて、その状況管理、通風を確保しなくては、本当に健全な状態で今ある建物を維持していくというのは難しいんじゃないかと思います。早急に何とかして、不要な建物の撤去をお願いできないか、それが維持管理の最も基本的なところじゃないかと思うんですけども、それについてお考えありませんでしょうか。

○議長（森藤文男） 蓑島議員、先ほど教育次長のほうから答弁ございました。また、通告がござい

ませんので、それは認められませんので、お願いをいたします。

○14番（蓑島もとみ） 今後の維持管理の策というところで、それはお答えいただけないでしょうか。

○議長（森藤文男） 教育次長、通告にはないですが、拒否はできます。よろしいですか。  
長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私どももいろいろ壊し方等については検討しておりますので、十分通風をよくするためには、居宅の部分の取り壊しというのは必要という認識でおりますので、その点を進めるに当たりましては、県と十分協議をさせていただきたいということで先ほども答弁させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） 申し訳ありません。詳しいところまで通告をしていなかったのは、私のミスなんですけれども、できるだけ早めに予算化をいただきまして、その上で重要文化財ができるだけ長く保存できるように対処いただけるようによろしくお願いいたしますと思います。申し訳ありませんでした。これをもって私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時40分を予定しておりますので、お願いをいたします。

（午後 1時27分）

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時40分）

---

#### ◎発言の訂正

○議長（森藤文男） 初めに、先ほどの13番 田中義久議員及び2番 大坪隆成議員の一般質問に対する答弁について、山川市長より訂正を求められておりますので、発言を許可いたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 先ほど、一般質問の答弁で行わせていただきました13番 田中義久議員への回答の中で、おむつのサブスクリプションを「800万円」と申しましたが、これは通年の予算でありまして、この半期では「400万円」ということに訂正させていただきます。

また、2番 大坪隆成議員の一般質問に対しての答弁の中で、偕楽園の現在の土地のハザードマップにおける立ち位置を「レッドゾーン」と申しましたが、洪水につきましてレッドゾーンという

のではなく、あれは私がハザードマップを見ておりまして赤くなっておりましたのでレッドと申しましたが、そういったレッドはなくて、あるいはイエローゾーンでございましたので、「イエロー」に変更、訂正とさせていただきます。

以上です。

---

#### ◇ 野 田 かつひこ 議員

○議長（森藤文男） それでは、17番 野田かつひこ議員の質問を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 日本共産党、野田かつひこでございます。通告に従いまして、2項目、大項目で2つ、一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

この2つの大項目につきましては、私の8年間の間に、既に質問をたびたびさせていただいている内容であります。特に2つ目の学校給食の無償化については、過去にはもう3回、今回も増して4回目になりますので、少々くどいなと思われるかもしれませんが、改めて新しい山川市長さんを迎えまして、また、市長さんの言葉の端々に市民への愛情を、私は深く感じております。子どもたちを大切にするという観点も深く感じております。そういう観点で、きっとこれはいい方向が、御答弁がいただけるのではないかと、そういう期待を込めながら質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

最初の第1項目、「投票済み証明書の功罪は」という名前でもって質問をさせていただくわけですが、「功罪」というふうにつけてみましたが、本当は、私に言わせれば、「功」はほとんどない、ほとんど「罪」ばかりであるというふうに考えております。

これは皆さん方もいろいろと、もちろん御経験されていることですので、投票済み証明書をもらってくるのか、要らないというのか、多くの方はもらっていらっしゃるのではないかと思います。中には要らない、あれをもらうためにやってきた、いろんな、この動機がおりかと思えます。

最初に、小項目で3つまとめて伺いたいと思います。御答弁よろしくお願いします。

投票済み証明書を発行している自治体、この発行については自治体独自の判断で結構なんです、全国的には発行しているところもしていないところも多々あるようです。その発行しない理由というの、いろいろ私、調べてみましたが、なかなか立派な理由がありますですね。こういうことも含めて、全国で見ると、あるいは県なども見ると、発行自治体はどれくらいになっているんだろうか、これが第1点であります。

2つ目、郡上市の市議会議員や市長選は、ちょっと横に置いておきまして、国政選挙において無効投票となっている票数、特に白票、何も書いていないという票があるわけですが、これはこの証明書と関連があるかないかは分かりません。ただ、この数がやたらと多いというのが、私、気にな

るわけです。この白票及び無効投票数は、どのような推移があるのか、この辺がひとつの興味のあるところであります。

と言いますのは、私たちの投票行動を考えてみますと、何も書かないで投票するのに、わざわざ行くでしょうか。普通は考えにくいことであります。冷やかしに行くという人もあるかもしれませんが、そんな数は多くはないと思いますね。やっぱりその背景には何かがあるんじゃないかというのを、私は感じながら伺いたいと思います。

3つ目です。市が証明書を発行する理由です。いろいろこの理由は、前回もお答えをいただいたんですが、いろんなサービスに使いたいとか、あるいは、どこかから頼まれたとか、いろいろあると思うんですが、市としては、その理由をどういうふうに考えて発行していращやるのか。また、この証明書を、前回の答弁でも必要としている方がある限り発行するとおっしゃいましたが、一体誰が必要とされているのか。

これは出口でもらっていきますと言ってもらっていく人が必要としているわけではないんですね。その票をどなたかにお渡しする相手が必要とされているわけです。そこまで考えていただきたい。これは私、市政への責任だと思います。そういう点で、3番目、証明書を発行する理由及び証明を必要としている人はどういう人と想定されているのか、これを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

加藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（加藤光俊） それでは、選挙管理委員会の書記長という立場でお答えをさせていただきます。

県内の発行状況につきましては、令和4年7月の参議院議員通常選挙では、県内42市町村の全てが投票済み証明書を発行している状況でございます。

次に、全国の発行状況につきましては、平成29年10月の衆議院議員総選挙の折に、総務省の調査によりますと、全国1,741自治体の半数を超えます966自治体、パーセンテージで言いますと55.48になりますけれども、この程度が発行しておられるという調査結果を承知してございます。

次に、国政の無効票の比率等につきましては、タブレットに資料を用意させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

表示されたようですので、直近過去6回の国政選挙におきます、郡上市と全国の選挙結果の無効票の比較をした表です。無効票のうち、白票につきましては全国のデータは公表されておりませんので御了承いただきたいと思います。

まず、上段の①、左の①の表は、郡上市の選挙結果でありまして、選挙ごとの無効票の率は、高いところで、令和4年の参議院選挙が2.87%、低かったのは、令和3年の衆議院選挙で1.37%でし

た。過去6回の国政選挙における郡上市の無効票の平均は、表にございます2.18%であります。

次に、下段の②の全国の結果を見ていただきますと、一番下の平成26年、衆議院の選挙の折は、3%を超えているという結果でございますが、おおむね2%台の後半が多くございます。平均しますと2.72%となっておりますので、全国のほうが、郡上市に比べて無効票の率は高いという傾向が見られます。

最後に、無効票の変化に係る御質問でありますけれども、郡上市の無効票の率は、令和4年の参議院は少し高くて、前年の衆議院は低くなっておりますけれども、おおむね2%程度は無効票があるという傾向が見られます。しかしながら、増加あるいは減少傾向にあるといった特徴的な変化は見られないと、こういった状況でございます。

次に、証明書を発行する理由につきましてお答えいたしますけれども、投票済み証明書の発行は、投票をされた方からの要望に応じて発行しているという現状でございます。このために投票率を上げるといった理由に証明書を発行しているものではありませんし、これにより投票率が上がるといった実証に関しても、そういった証明はないと考えてございます。

また、御質問の「必要としている人は」という御質問ですが、新聞報道などによりまして、選挙権行使の証明として、会社等の勤務先に提出するケースであるとか、商店街などで投票済み証明書を持参した方に対し、割引サービスを行うケース、また、政党や労働組合などが支持者や組合員から組織的に証明書を回収して、票固めに活用するケースがあるということは認識してございます。

なお、投票済み証明書を他者へ渡すことにつきましても、選挙管理委員会としては誰に渡すかを特に想定をしてございません。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） それぞれ興味があると言いますが、依然として全国では半分近い自治体が発行していない、これ本当、微妙に増えているようなところもあるようですけどもね。最近は、投票済み証明書が非常にカラフルになりまして、自治体によっては結構、銭をかけて、何かすてきなやつを作っているらしいんですね。それをコレクションするのも流行っているとか何とかあるようですので、若干そういう傾向の中で増えている向きもあるようです。

しかしながら、やっぱり半分近くは発行していない。それから、資料をいただきました白票及び無効投票のやっぱり、パーセンテージは、さほど変化はないようですが、これだけの白票があるということは、やっぱり、私は本当に大きな問題であろうと。なぜ真っ白けなまま出してくるんだろうか。

それから3番目ですが、今結論を申しますと、要望があるから、これを求める方があるからとお

っしゃいます。出口であれを置いておいて、あるいは担当者が証明書を要りませんかとおっしゃれば、もらっていいかと。これも要望のうちなんでしょうか。こう考えると、この要望があるというのは、ある意味じゃ、形式的な問題ではなかろうかと思います。

今ありましたように、1つは、最近はこの投票済み証明書の使い道に困られる方が、商魂たくましく、何らかのサービスとして、これを何て言いますか、商店で使われる、特にレストランなどでは結構あるようです。こういう動きも最近では顕著になってきました。それは、あるから使うのである。また、反対する自治体においては、こういう選挙活動、公的な選挙活動と営利活動は分けるべきだと。これは、しごく全うな御意見じゃありませんか。それを、希望があるといって発行するというのは、私は無責任だと思います。

それから2つ目、会社などで上司や使用者が、本当に投票に行ったのかどうかという証明のために求める人があるかもしれん。これも形式論じゃありませんか。今、期日前投票が普通になりました。日曜日に仕事があれば、期日前に行けば済むことですよね。仕事のあるときに、労働基準法の公民権の行使の規定に従って、私、投票に行ってきます。時間ください。じゃあ行ったら証明書持ってこい。こんな会社、私はあるとは思えないんですよ。ですから、これももうほとんど消滅した意味のない理由だと思います。

そして、投票率を上げるというのも、今おっしゃったように、何ら根拠はありません、これも。と同時に、もう一つは、それを求める人がいらっしゃる。先ほどおっしゃいましたように、御答弁になりましたように、いろんな団体や、いろんな組織から、これを集めることによって票固めをする。これは大変、依頼された方には迷惑な話なんです。よくお分かりだと思いますけども。

人間は、同列の関係ならば、そうではないんですが、上下の関係、ちょっと言葉がきついけども、支配・被支配の関係になると断れないんです。こういう関係の中では、関係は職場には幾らでもありますので。あるいは団体の中でも、幾らでもあります。そういう中で集めることを支持されるということは、これは選挙をゆがめることになる。公正で自由な選挙にはならないと私は思います。

そういう意味で、この発行をしていない自治体の言い分の3つの大きな要因を紹介します。

1つは、公職選挙法の規定には一切ない。こういうものを発行せよというのはない。当たり前ですね。

それから選挙の自由を侵害する。選挙をゆがめてしまう。そもそも選挙というのは自由公正であるべきなんです、最も自由公正であるべきですが、この投票に行ったか行かないかも、実は選挙の自由のうちなんです。もちろん誰を書いたかなんてことは当然ですけども。

その昔、日本に選挙が始まった当初、脇に警察官が立っておってこうして見ている、よく写真がありましたね。誰を書いたか分かるように。あれと同じありませんか。「いや、違う、名前は分からないんだ」、それは形式論ですよ。

3つ目、誘導や買収に利用される可能性が高い。こういう理由を掲げて、発行していない自治体は、これを守っているわけです。

最後に、3つ目に伺いますが、投票済み証明書を発行することを、市長御自身はどうお考えでしょうか。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 野田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、私は初めて選挙というものを経験し、選ばれる立場となりました。まず前提として、この選ばれる立場の者が選挙済み証を、その証明を発行している選挙管理委員会に対して、具申申し上げることはできません。公の立場になりましたので、そこを御理解の上、お聞きください。

野田議員おっしゃいますように、この選挙管理委員会は、主権者の自覚で、進んで公明かつ適正に行われる、自らの意思がはっきり表されるという制度でありますので、そこへいろいろなものが介入するということは、よくないと思っております。みんなが自分のものとして考え、そして自ら選んだその人に一票を投ずるというこの行為が、しっかりと担保されなくてはなりません。

野田議員のほうからは、この投票済み証明書を発行するに当たっての3つの悪をおっしゃいました。ただ、今の若い世代と話をしますと、今回、この郡上市での8割に迫る投票率、これは県内のどこへ行っても胸を張れると言う人がいてくれます。

また、若い世代は、先ほど議員がおっしゃった、この投票済み証明書を営利目的というお話をされましたが、どの陣営にくみすということがなく、今、選挙に対して意識の低い世代に、私たちも僕たちも投票しようではないかという目的で、この投票済み証明書、選管と別に、ここから私、私見でしゃべれますので、そういう思いで、この胸にリボンのようなものを発行しているグループがあります。それをつけているとコーヒーが安くなるそうです。そういった若いグループが、自ら進んで選挙をしっかりとやろうという意思があることも御承知願いたい。

そうした中で、この投票済み証明書が、どういう立ち位置になるのか、そこは、先ほど冒頭に申しましたように、私が申し上げることはありませんので、そういう動きがあるということは、御承知願いたいと思います。

以上です。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） リボンの話は初めて聞きましたが、そうですね、若者の中では、せっかくあるんだから、これ有効に使わないとって、レストランにみんなで行きましょうという、そういう動きとかですね。あるんだから有効に使わなきゃ、それは分かるんですよ。ただ、若者が

自主的にそういうのをつけたりなんかしたり、あるいは、みんなでそれを活用しようというのは、それは、どうぞ御自由に。現に発行されているんだから。でも発行している行政の側は、どうなのか。これが問題なんです。そこを分けて考えなあかんと思います。

投票行動の秘密、投票の自由、選挙の公正、これを本当に十分に考えていただいて、善処をぜひともお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

学校給食の無償化への対応は、これからどうされるのでしょうかということです。市長は、たびたび御発言の中で、「まずは子どもたちに」、今日もおっしゃいましたが、「まずは子どもたちに」、「郡上で生まれて郡上で生きていかれる人たち、やがてはきっと郡上へ戻ってきていただきたい」、私も全く同様の思いであります。

そのためにも、私は郡上で生まれ、郡上で育てていただいた、ちょっとへりくだった言い方になっちゃいますが、そういう意識の涵養、我がふるさと郡上というのを誇りに思えるというのは、やっぱり子どもの頃、郡上で大切にされてきた、こういう思いではないでしょうか。我がふるさとの山野と同時に、温かい人々によって、私は郡上で守られてきたんだ、育てていただいたんだという意識、これをもって下へ行っていたきたい。やがては、きっと伴侶を連れて、パートナーを連れて戻っていらっしゃるかもしれん。

こういう期待を込めて、私は給食の無償化を率先して進めていただきたいと思ってきたわけです。どこよりも先に、それこそ。追従するのではなしに。ここまで来ると、どこよりも先ってわけにはいかなくなりましたけども。

そういう意味で、いま一度、学校給食っていうのは、こんなに素晴らしいんですよってことを申し上げたいと思います。これはちょっとくだいようなことで申し訳ないんですが、できるだけ簡潔に申し上げますので、ちょっとお聞きいただきたいと思いますが。

まず第1は、給食は単なる昼飯ではない、素晴らしい教育の機会である。これは教育長さんも十分に御理解をいただいていると思います。食べることは原点ですよね。その原点が、教育の中でどのように営まれているのか。とても大事なことです。栄養教師は本当に苦労しながら、栄養のことを考え、食材を考えて、そして、それを子どもたちにみんなに分かってもらえるように、通信を発行したり、放送をしたり、随分努力をしていらっしゃいます。素晴らしい教育の一環であるということを、まず強調したい。

2つ目に、子どもの貧困化。コロナが始まって、本当に貧困の世帯の方々、厳しい方々もいらっしゃって、給食が本当に一日のうちの大切な栄養源になっているなんていう方もいらっしゃるといふ話を聞きました。そういう意味では、子どもの貧困化への対応であり、家計を応援する大事な機会になる。

3つ目です。これは、ちょっと私たちは頭をチェンジする必要がありますが。昔から「出世」という言葉がありますけども、偉く立派になるという、末は博士か大臣か。この出世というのは、やっぱり家庭、家族、その人のためという観点が、やっぱり強かったです。

すなわち、子どもを育てて、そして成長していくということは、一種の家庭にすれば、その家庭の営みであると。家族の営みである。これが家族主義と言ったらいいのか、それがなくなるわけでは決してありません。でも最近、いや、現代の社会は、そこを脱却しつつあるんじゃないでしょうか。

これは教育ばかりではない。子育てばかりではない。老後の世界でも同じですよ。先ほどもテーマになりましたけども。私たちは自分で生きていくことができなくなった老後のときにどうなるのか。今は「社会で支える」ですよ。昔は家庭の中で支えて、やっとこさ頑張ってきた、大変だったんです。今は社会みんなで支える仕組みを、こうやって悩みながらつくっているわけですよ。

これは教育でも一緒なんです。子どもを産み育てるということは、社会のこの支えでやっていくべきである。これをどんどんどんどん強めてきたのが近代の教育じゃありませんか。だから、学費もできるだけ安く、無償化すべきだと、こういう議論が出てくるわけなんですよ。

その一環として、給食を無償化するということは、教育の社会化であると、私は強く訴えたいんです。子育て、そして教育は、もう個人、家庭のみの営みではない。もちろんそれも大きいですが。でも、それを超えて社会みんなで支えていくというのが、とっても大事な時に来ているんじゃないかと。そういう意味で、給食費の無償化は、私は物すごく重要なことだと思うんです。ですから、国も最近、重い腰をようやく上げ始めました。まあ議論を始めたと言いますが、なかなか膨大な予算ですので、そう簡単にはいかんと思いますが。

これは、郡上市にとっても同じこと。やはり、1億数千万円、全部かければですね。そう簡単には行きませんので、困難な事業であります。私は時代の要請であり、歴史の流れであり、私たち人間の行く末を指し示していると思います。ちょっと長くなりました。

そこで、質問でございますが、まとめて2項目。タブレットのほうで提示してください。最新の全国の学校給食の無償化の動向は、どんなふうになっているのでしょうか。私がこの質問をしようと思ったら中日新聞が出してくれました。固有名詞言っちゃよくないのかな。ある新聞が出してくれました。その後に、この資料が出てきましたので、ちょっとお許してください。もし、これ以上、新しい資料がありましたら教えてください。

それから2番目。「郡上の大地を味わう事業」、この給食の食材費に、農林水産部のほうの計らいの中で、こういう事業があるんですが、これへの支出を含めて、物価高騰の中では一時的に市のほうで支援をしましたが、今現在、今年は、この無償化は、どの程度進んでいるのか、この2つを、まず伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、私のほうからは、まずは、全国の状況でございますが、議員が示された資料につきましては、このほど文部科学省より学校給食についての調査結果、これは昨年度実施されたものでございます。6月12日付で公表されております。

この調査につきましては、こども未来戦略方針を踏まえた調査ということでございます。資料にも記載されておりますが、1,794自治体中、小中学校とも無償化は547自治体、条件付きで一部無償化は175自治体、文部科学省が2017年に完全無償化を実施したところにつきましては76自治体、それを踏まえすと7倍に増加しておるということでございます。

この要因につきましては、コロナ禍を機に臨時交付金を充てるなどして無償化に踏み切った自治体が一気に増加したのではないかと分析されております。ただし、無償化した自治体の1割以上が、交付金の裏づけがない、24年度以降、今年度以降につきましては実施予定がないとされております。こちらの資料につきましては、全くもって最新の調査結果でございます。

市の状況でございますが、昨年度、小中学校等で同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいて、令和5年度の10月と11月の2か月分の給食費を無償化させていただきました。

また、令和4年度からは、「郡上の大地を味わう日」を実施しておりますが、郡上市内の農産物を給食材料とした献立を年間10回提供しております。令和6年度の「郡上の大地を味わう日」の予算は1,328万円で、1人当たり3,950円の補助をしております。物価高騰に伴い、苦しい状況ではございますが、栄養士の皆さんの工夫によりまして、安心・安全でおいしい給食を児童生徒に提供させていただいております。

賄い材料費の予算につきましては1億9,037万6,000円でございます。物価高騰分としまして、一般財源で7%、約1,300万円を支援しております。1人当たりになりますと約4,000円の支援をしていることになります。

無償化率というのは一般的ではありませんが、そういった形で考えますと、保護者に対して約15%の無償化率ということが言えるかもしれません。よろしくお願いいたします。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 詳細にありがとうございます。約15%ということですから、その表のグラフの黄色いところですね、「一部無償化」というところに該当するかと思いますが。こうして、そんなに大きくはないけれども、既に我が郡上市も無償化に踏み切っているという状況であります。

そして、継続性に若干欠ける、あるいはコロナという、このアクシデントといいますかね、こう

いう事態に対応するということも含めて、急速にこの無償化が増えていったという背景もあるようでございます。

ただ、やっぱりこういうことをきっかけにしながら、やっぱりこれは、やればできるんや、やるとええことがある、きっと分かってくる中で、これから少しずつ定着していくんではないかと思っています。

そこで、我が郡上市のこの定着も含めて、市長に最後に伺いたいんですが、前、日置前市長さんの答弁の中で、私、先ほど、既に3回質問していますと言いましたが、その3回の流れをかいつまんで言いますと、最初は、学校給食法第11条第2項という、食材費は保護者が負担するものであると、これを盾にされたというか、これを理由にして、市では考えていないということでした。

最終的には、昨年でしたが、こんなふうに御答弁されました。学校給食の無償化については、国と自治体が負うべき区分を決めて、負担する範囲を決めて、交付税等に算定するなどして財源措置を的確に行うべしであると。こういう方式によって無償化を実現する、まさしく日置市長らしい筋の通った、なおかつ予算上も無理のないと言いますか、可能性のあるこの御答弁だと思います。

これは、つまるところ国の決断一つということになるわけですが、先ほど言いましたように、膨大な莫大な金額、もっとも戦闘機をやめりゃ、これはすぐできることやけどね、ミサイルをやめればすぐできることなんです。そんなことはやらずに、給食費を依然として保護者負担にし続ける日本の政府が、ぜひとも変わってほしい。それをいつまでも待つのではなしに、郡上市は率先して、この道をさらに改善していくべき状況で、私はあると思います。

先ほど申しましたように、郡上を大好きな子どもたち、ふるさとへ戻ってくる若者、優しい郡上をつくるためにも、ぜひ実現をしていただきたい。市長の御判断を伺います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 給食の無償化につきまして、御答弁させていただきます。

今議員がおっしゃった、日置前市長が、法の下に受益者負担であるという1点、そして2つ目は、国と地方自治体が折半という、この2点を今まで言っておられました。2点目につきましては、「こども未来戦略」というのが発表され、「未曾有の」という言葉がつけましたが、いまだこの給食費の無償化という文字は出てきておりません。財源としましては、4,832億円というものを要するそうです。今回の特別措置で行われた財源がありますが、その中で、これに割り振られたものは見当たりませんでした。

先ほど教育次長が申しましたように、小学校で年間4万8,000円、そして中学校で5万5,200円という給食費、その15%を郡上市は負担するという形になっております。これは、全て新型コロナ感染症対応臨時交付金で行っているところが大きいのですが、各自治体全額に踏み切ったところもあ

れば、当市のように部分的にというところもございます。

ただこれは、あくまで臨時交付金でございますので、これが終わったときに、じゃあどういった財源措置ができるのか。一般財源が豊富なところは可能でございますが、当市としては、やはり苦しいところがあることも御理解ください。

私も野田議員と同じで、市長を拝命した当時、無償化ということを考えました。ただ立ち止まって考えるということも学びました。その中で、つい先日、岐阜市在住の、ある政治に深く関わっておられる方が、無償化の学校へ行って中学校のご飯を食べてみた。ご飯と、ちくわを半分に切って揚げたもの、野菜、味噌汁。相当なものだという、無償化の、それ一例ですけれども、全てとは申しませんが、そういう状況だったということが言われました。

もう一つ、無償化になったところで何が起ころうという、お母さん方のランチ代が増えたそうです。そういう事実も、私は確認までしておりませんが、その行政に携わっておられる方は申しとおられましたので、この全額を無償とした場合に、その給食費の分が別の所得として積み上げられ、別の目的になっては何もならないと思います。

先ほど給食の無償化につきましても立ち止まると申ししたのは、少し自分なりに情報収集をしたいと思います。まだ2か月でございますので、そういったあたり、御理解いただきまして、本当に一番いい形で子どもたちを、野田議員のおっしゃる、帰っていただく方法は何かということ、この無償化ということも含め、考えていく幾つかの方策があると思いますので、その一つとして採用できるのか否か、またちょっとお時間をいただいて考えたいと思います。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 情報収集をして、大いに収集をしていただきたいと思います。今、例に挙げられたように、確かにそういう情報もございます。そういうというのは、無償化をすると質が落ちる。これは市の財政ですから、そう潤沢にはないし、物価高騰のときにどんどんそれが、市のほうで、それに対応して引き上げていくというわけにも簡単にはいかんやろうし、いろいろ制約あることは承知の上です。

ですから、こういう否定的な情報も、もちろんこういう事業をやろうと思えば出てくるんですね。親の、お母ちゃんやお父ちゃんの温かい手弁当が一番やよというもの、また逆の意味で出てくるかもしれません。それは、いろんな事業をやるときには、ついて回ることですもんでね、また一遍、御検討いただきたい。

御検討いただくときの材料に、これも私、前回申し上げたんですが、隣、韓国の給食事情を一遍御検討いただくといいかと思います。すばらしいです。私もびっくり仰天、目から鱗。日本ができ

ないわけではないと率直に思いました。何せ給食にロブスターが出てくるらしい。これは、ある意味じゃ、神話になっちゃっています。本当らしいんですよ、これ。でもそんなもん、しょっちゅう出るわけではないし、たまにひょっとして珍しく出ただけの話が、それが拡大されている。でも、本当にすばらしい給食。たくさん写真が出ていますので。情報もあります。

そして、韓国は全国的に無償化が、ほぼ実現している。全て韓国がいいわけではないんですが、私たちが見習うべきところもたくさんあるのが隣国であります。

それじゃ、二つ、新市長に最後に御答弁いただきまして本当にありがとうございました。御検討いただけることを念頭に置きながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

---

#### ◎議案第66号から議案第76号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程3、議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定についてから、日程9、議案第76号 字の区域の変更についてまでの7議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。議案第67号について、質疑の通告がありますので発言を許可します。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。まだ口の中が泡だらけなんですけど、引き続き質問をいたします。よろしくお願いします。

議案番号67、これは教育長の給料の月額と手当を10%減額するという、こういう議案、条例の変更でございますが、私、これ出てきたときに、一番当初からは、市長のほうから、市長、副市長、そして教育長4人については、報酬を、給料を減額したいとおっしゃったときに、ふと思いながら、そしてよく考えてみると、やっぱりおかしいと思ったわけであります。

おかしいと思った、その理由を今から2つ述べます。

まず、市長、副市長、教育長というのは、よく三役というふうにまとめて言いますけども、これは便宜的な表現であって、市長、副市長と教育長は分けて、その存立の前提を考える必要がある。条例も別々です。給料の規定も別々。なぜなのか。これは市長、副市長の執行側と若干、性質が異なるから、教育長のほうがですね。それは、背景に教育の中立・公正さが求められるから。これを大前提としなきゃならん。

しかるに、出てきたのは三役まとめて減額と。しかし、考えてみれば、教育長は、もう既に前から選任されて就任していらっしゃって継続中であります。今回の市長、副市長の改選とは直接的な関係はございません。ましてや、給料を減額するという理由はない。これは前市長の段階で、そういう立場で任用されたわけですから。ですから、それを市長、副市長が代わられて、一緒に連座制

のごとく連れ添っていくというのは、私は筋が通らんと思います。これが第1点であります。

もう一つは、先ほど言いましたように、教育の中立・公正を守るためには、一蓮託生ではまずい。これはやっぱり教育長は教育長としての、その置かれた地位や役割や、その責任は、この条例で決められている給料でしかるべきである、こう考えます。

したがいまして、この67号については、非常に大きな疑義を感じております。この辺の御見解を伺いたい。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 御答弁いたします。

今回、改正により副市長を2名といたしまして、その折、野田議員からも歳費のことを御指摘いただきました。1,000万円を超える費用がかかるということで、当初は、この3人で、その全てを吸収しようということを考えました。そのため、議会に御提示させていただいた減額より、はるかに大きなものを3人で考えていたところです。

ただし、世の中の常識というものがあり、何もまだ懲罰等、市の責任等がない中で、そこまでの数字はということもお聞きしました。そういった中で、私20%と、この副市長両名の15%というのが出てきました。

私は、今回御指摘いただいた教育長、熊田様に対して、そのお話をするときに、先ほどお話がありました三役という言葉がありました。市民は三役ということを知っています。私は、市長を受けるに当たり、「範たれ」、これを常に考えています。職員にも全ての責任は最終的に私にあるということをおっしゃっていましたので、熊田教育長のところへも直接出向き、お願いをしました。それは決して強制力を持ったものではなく、自発的な中で教育長にも御理解をいただいたと思っております。

この執行部の市長、副市長を含めた市役所、それと教育委員会というのは、ある程度、独立性を持ったものだ、これも認識しております。ただし、さきの改正で、教育委員の互選による教育長という形から任命は変わってきておることも事実です。郡上市の場合は、日置前市長、その前の碓初代市長のときから、この行政の執行部、市長、副市長、ここと教育委員会との関係は大変良好だと理解しております。他市に当たっては、その2つの組織が、お互いに衝突したというようなことも、東海市長会で伺いました。

そういう中で、私は、この執行部の私たちと熊田教育長と一緒に動いている、協力をさせていただいていると理解しております。そういった中で、今回の熊田教育長にもお願いをした次第です。決して、教育委員会の独立性を侵害するということはないことを、この議会の場でお示ししておき

たいと思います。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長(森藤文男) 17番 野田かつひこ議員。

○17番(野田かつひこ) 御説明ありがとうございます。市長のおっしゃることはよく分かります。教育長の任命の仕方も変わってきましたね。市長からの任命になってしまったんです。かつては、全く別の組織として選任されておった。教育委員会の中で選ばれておった。私は、それすらも当初は大変疑問、あるいは危惧をしておりました。こうして徐々に徐々に教育の中立性・公正性が失われていくのではないだろうか。

今、現に失われているということは私は申しませんが。これが長い時間の経過や歴史の中で、そういう方向になっていく。これはやっぱり警戒しなければならんことなんです。これ、郡上市だけの問題ではありません。どういう形で長、「おさ」を選ぶかという重要な問題だと。その点で、もう教育の分野も行政の中にこうやって組み込まれつつあるのが、私は非常に懸念をする。

そんなことも含めて、今回、これはやっぱり別に考えるべきだ。市民の皆さんは、三役として一くりに考えていらっしゃるかもしれんけども、別なんやということを示すべきなんです、本当は。

同時に、市長から、教育長さん、こうこうこういうことで協力していただけませんと言われて、「いや」と申せません。これは、私は分かりませんよ、その経過は。分かりませんが、やっぱり独立した存在として、私は認めて、そういう方向で処置すべきだと私は思います。

以上でございます。何か討論になってしまった。ごめんなさい。

○議長(森藤文男) 続いて、議案第69号について、質疑の通告がありますので、発言を許可します。  
17番 野田かつひこ議員。

○17番(野田かつひこ) またまた口の中が泡だらけになりました。引き続きまして第69号の議案でございます。これはそんなに難しいことはありません。

消防作業従事者の活動は、けがをされたり命を落とされたりした場合は、一定の補償と言いますかね、手当をしますよという、その場合の消防作業従事者をどのように、ここには「認定」と私、書きましたけど、本当は認めるかという、どの方が、いつどういう形で被災されたということを認知するかという問題なんです。

例えば、火事の現場などは、消防士、ワンポイントですから、みんなで一緒に消火作業していらっしゃるときにけがされれば、まあ分かりますし、あるいは、どこかで水難事故があつて、みんなで救助に来たのなら分かります。

ところが、分からんのも中にはある。例えば、広大な山火事とかですね、いろんなところに散らばっていらっしゃる。あるいは震災、これはもう分かりませんね。だって、市民みんなが被災者で

あり救助者になっているんですから。

こういう場面でどうやって、この人がけがをしているから補償をといることを手続をするのかという、その認定の段階と、誰がという、その方法をちょっと心配しているんです。要するに、漏れてしまわないかと。けがをされたり大変なことになったのに支援がなかった、漏れてしまわないかということ、どうやったらいいんでしょうねということなのですが、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、御質問にありました消防作業従事者、こちらについて先に御説明をさせていただきます。

消防作業従事者とは、民間協力者の中で火災時の初期消火、延焼防止、人命救助を行った方、その行為に協力をしていただいた方、消防職員の要請を受けて消防作業に従事をしていただいた方、また、地震などで大規模災害で消防業務に従事したり協力をしていただいた方を指すものでございます。

議員が言ってみえました「認定」という言葉というよりは、消防本部や消防関係者、こちらが、けがをされた方、そういう方を、どのように把握をするのかというようなことでよかったというふうに理解しておりますが、まず2つ目の御質問に対しましては、基本的に我々が協力者を把握する方法は、災害活動に従事をしていただいた御本人、または、その御家族、もしくは、その他第三者の方の報告によるものが主な把握をする方法になるかと思っております。それ以外の方法で知ることについては、現時点では非常に困難だというふうに理解をしております。

続いて、その後のことではございますが、大規模災害発生時等におきましては、消防本部としまして、実施可能な広報活動を行いながら自己報告をしていただくように、広く市民にアナウンスをしていくようにというふうに考えております。

今後は、消防団に対し、安全管理の指導を継続し、民間の方には安全管理に配慮しながら協力することを求め、万が一、事故が発生した場合は、速やかに各種手続に着手し、事故に遭われた方が安心して暮らしていけるように努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） ありがとうございます。今ございましたように、広範囲にわたる場合、例えば、震災が一番いい例だったと思いますが、けがをされたり命を落とされたりで、こうした不幸なことになるときには、御本人はもちろんのことやけども、家族やその周りの近所の方とか知り合いの方とか、そういう方々からも情報を集めてくださるように、情報をもたらせてくださる

ように、そういう広報活動も、ぜひともこれから強化していただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） 以上で、通告による質疑は終了します。ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。議案67号について意見があります。発言可能でしょうか。

○議長（森藤文男） 質疑。意見ではなく質疑ですか。

○5番（みずのまり） 質疑です。

○議長（森藤文男） では、許可いたします。すいません、総務常任委員会の委員ですので、質疑はその場で、委員会で質疑をお願いします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第76号までの7議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月26日午後5時までに審査を終了するように期限をつけるようにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第76号までの7議案につきましては、6月26日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

（午後 2時39分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      森 藤 文 男

郡上市議会議員      田 代 まさよ

郡上市議会議員      田 中 義 久